

令和3年3月2日

1. 出席議員

1番	中島	信二	12番	服部	良一
2番	高山	正信	13番	大坪	久美子
3番	青木	勉	14番	寺尾	高良
4番	川口	堅志	15番	栗原	吉平
5番	橋本	正敏	16番	三角	真弓
6番	田中	栄一	17番	森	茂生
7番	堤	康幸	18番	栗山	徹雄
8番	高橋	信広	20番	川口	誠二
10番	牛島	孝之	21番	松崎	辰義
11番	萩尾	洋	22番	角田	恵一

2. 欠席議員

19番 井上 賢治

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	井手	勇一
事務局参事補佐兼次長	服部	敬
主 任	信國	美保子
書 記	中園	弘一

4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	三田村 統 之
副 市 長	松 崎 賢 明
副 市 長	松 尾 一 秋
教 育 長	橋 本 吉 史
総 務 部 長	原 亮 一
企 画 部 長	石 井 稔 郎
市 民 部 長	牛 島 憲 治
健康福祉部長	(松崎賢明)
建設経済部長	山 口 英 二
教 育 部 長	原 信 也
総 務 課 長	秋 山 勲
人 事 課 長	牛 島 新 五
財 政 課 長	田 中 和 己
防災安全課長	古 家 浩
企画政策課長	馬 場 浩 義
定住対策課長	平 武 文
観光振興課長	荒 川 真 美
新庁舎建設課長	石 川 幸 一
税 務 課 長	丸 山 隆
市 民 課 長	野 田 勝 広
環 境 課 長	石 橋 信 輝
人権・同和政策・男女 共同参画推進課長	橋 本 秀 樹
福 祉 課 長	栗 山 哲 也
健康推進課長	坂 田 智 子
介護長寿課長	橋 本 妙 子
建 設 課 長	轟 研 作
農業振興課長	松 藤 洋 治
林業振興課長	若 杉 信 嘉
上下水道局長	原 寿 之
学校教育課長	郷 田 純 一

文化振興課長 久 間 政 幸

議事日程第3号

令和3年3月2日(火) 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 栗原吉平議員
- 2 高橋信広議員
- 3 牛島孝之議員
- 4 三角真弓議員

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

午前10時 開議

○議長(角田恵一君)

皆様おはようございます。本日の一般質問よろしくお願ひいたします。

19番井上賢治議員からの欠席届を受理いたしております。

お知らせいたします。栗原吉平議員、牛島孝之議員、三角真弓議員要求の資料をタブレットに配信しております。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定により、タブレットに配信しておりますので、御了承願ひます。

日程第1 一般質問

○議長(角田恵一君)

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。15番栗原吉平議員の質問を許します。

○15番(栗原吉平君)

それでは、皆さんおはようございます。一般質問2日目、トップバッターでございます。よろしくお願ひをいたします。

コロナ禍で迎えた今年は、緊急事態宣言が昨年につき、福岡県でも再度発令されました。社会生活の自粛が続く中、ふだんの往来における慎重な行動、そして飲食店などへの自粛が

ある中で、献身的に働いていただいている医療機関の皆様に感謝を申し上げたいと思います。また、市民の皆様におかれましては、お一人お一人が感染症対策に取り組んでいただきますようお願いを申し上げます。

さて、今議会におきましては、通告しております2点について一般質問をさせていただきます。

最初に、脱炭素社会の実現（温室効果ガス排出実質ゼロ）についてお尋ねをいたします。

近年、異常気象が引き起こす自然災害は、日本各地で毎年のように起こっております。この一番大きな原因の一つに地球温暖化現象があります。一番問題なのは温室効果ガスを削減することが今地球上に住む我々に求められているものだと思います。

国はカーボンニュートラルを目指すと言明した菅首相が昨年末に、2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すと言明をいたしました。この数年間の間に国際的な機運が高まってきたことも背景にあり、現在では120か国を超える国々が2050年までに排出ゼロの目標を示しているということでもあります。先進7か国の中でもゼロを表明していなかったのは日本とアメリカだけであったということでもあります。

さらに、環境省は2050年に二酸化炭素排出実質ゼロを目指すと言明した自治体をゼロカーボンシティとして認定をしております。八女市も災害を経験した自治体の役割として、このような宣言により市民と共有し、行動に移していくときに来ているかと感じております。このことを今後、重要な位置づけとして八女市も取り組んでいただきたい。県内でも先進的な展開をしていく必要性を感じておるところでございます。

2点目は、市の通信環境整備についてであります。

市内の主な施設等にはようやくWi-Fiが整備されております。新型コロナウイルス感染症の拡散した中で、家庭や職場などでのリモートワークやオンライン会議、またお盆やお正月にふるさとに帰れなかった家族とのインターネット通信など急速に広がっており、さらなる通信環境整備が重要なことと認識しております。

新型コロナウイルス感染症拡大による生活様式の変化で従来の社会生活活動に変化が起こり、これからはオンライン会議やSNSの普及のことを考えますと、地域における通信環境整備が最も重要になります。市の今後の方向性についてお伺いをいたします。

あとは質問席にて質問したいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○市長（三田村統之君）

改めましておはようございます。本日の一般質問、どうぞよろしくお願い申し上げます。15番栗原吉平議員の一般質問にお答えをいたします。

脱炭素社会の実現に向けての御質問でございます。

国は西暦2050年までにカーボンニュートラルを目指すと言明をいたしました。環境省は二

酸化炭素排出量実質ゼロを宣言した自治体をゼロカーボンシティとして認定をしています。八女市も広大な地域で農林業を営む利点を生かしながら市民と共有し行動に移すときだと思うがという御質問でございます。

総合計画の中での施策についてでございます。

第5次八女市総合計画における施策としましては、市民、事業者、行政の連携、協働による国民運動クールチョイスの推進や再生可能エネルギーの有効活用を促進し、脱炭素社会の実現に向けて取り組むこととしております。

次に、農林業の役割でございますが、農林作物等の植物、樹木には光合成により成長しながら二酸化炭素を取り込み、固定する仕組みがあります。特に森林においては、温室効果ガスの吸収源として大変有効とされており、林業における適時適切な間伐等による森林整備と木材の利活用により二酸化炭素の吸収と固定の確保が図られます。農業における農産物の適正管理と森林の保全、整備による育成林を継続的に形成していくことが脱炭素社会を目指す上で大変重要な役割と考えており、今後も農林業の基盤整備に向けた取組を進めてまいります。

学校教育は、及び通信環境についてでございますが、学校のタブレット取組につきましては、この後、教育長が答弁をいたしますので、先に通信環境の整備について、光回線の現状と課題とWi-Fiの状況及び八女市公式SNSの現状について答弁をいたします。

通信環境の整備についてでございますが、コロナ禍における生活様式の変化等からオンライン会議やSNSといった通信環境が重要視されている。学校や職場、家庭での通信環境整備と情報発信は充実していくべきだと思うがというお尋ねでございます。

光回線の現状と課題とWi-Fiの状況でございます。

本市の情報通信環境につきましては、民間事業者による光ファイバー通信サービスのない地域において、既に地域情報通信基盤整備推進交付金を活用した光ファイバー設備事業を完了しており、ほぼ市内全域で整備された状況でございます。現在は各戸への新規インターネット加入促進と光ファイバー設備の維持管理を行っております。

無線LAN、Wi-Fi等の設置状況につきましては、資料を配信しておりますので、御参照ください。

次に、八女市公式SNSの現状でございます。

本市の公式SNSの現状につきましては、現在、市民生活の安心・安全に必要な情報や魅力ある八女市の情報発信手段として、企画政策課をはじめ、それぞれの担当課が目的や利用手段に応じて活用しております。

活用しているSNSは、防災情報やコロナ情報などの周知を行うLINE、市民へのお知らせやイベントの周知などを行うフェイスブック、八女市の景観や風物詩などの四季折々の写真

を掲載するインスタグラム、八女市のPR動画をはじめ、移住・定住促進のイメージ映像などを公開するユーチューブなどとなっております。

以上、御答弁申し上げます。

○教育長（橋本吉史君）

15番栗原吉平議員の一般質問にお答えをいたします。

1、脱炭素社会の実現に向けて、ウ、学校教育はとのお尋ねです。

地球温暖化等の環境に関する学習につきましては、児童生徒に自然環境や資源の有限性等の中で、持続可能な社会をつくる力を養う上で大切な場であると考えております。

具体的には、各学校において社会や理科、総合的な学習の時間等において、地域の特色を生かしながらカリキュラムを編成し、意図的、計画的に学習を進めているところでございます。

次に、通信環境の整備について、ウ、学校でのタブレット取組についてのお尋ねです。

タブレットの有効活用につきましては、ICT支援員の協力を得ながら教職員研修を進めているところでございます。

また、2月15日から新たにICTサポーターを任用し、学校におけるICT環境整備の初期対応を行っているところです。

さらに、八女市教育研究所におきまして、授業におけるタブレットの有効活用の在り方を検討するプロジェクトチームを立ち上げる方向で準備を進めております。

以上、御答弁申し上げます。

○15番（栗原吉平君）

早速でございますけれども、松尾副市長に、昨日も答弁なかったようでございますので、新たな部長の答弁よりか、副市長の答弁を期待したいと思っております。

八女市は本年度をもって第4次総合計画が終わった、全工期終了したということでございます。第4次総合計画の検証は別にして、この計画の期間中に平成24年、八女市を北部豪雨が襲いました。さらには平成29年に再度、朝倉とか東峰、日田にも被害を与えたわけでございます。

この温暖化現象による原因の一つと考えられますよね。八女市はこの災害の経験から、いわゆる第5次総合計画も温暖化防止対策をさらに踏み込んだ形の施策が必要ではなかったのかと思っております。第4次総合計画と第5次総合計画を比べると、対策は八女市にとってはまだまだ施策としての取組が弱いのではないかと私は思っておりますが、市としてこの5次計画の中でどのように考えておられるのか、新たな副市長答弁としてよろしく願いいたします。

○副市長（松尾一秋君）

お答えいたします。

第5次計画にどのように地球温暖化問題を織り込んでいくかという問題は、原課の環境課、あるいは林業振興課、あるいは農業振興課のほうとも随分議論をしていたということで確認をしております。

ただ、議員おっしゃったように、昨年10月に菅総理が2050年までに脱炭素社会実質ゼロを目指すという宣言をされて、いわばそれが唐突に進んだという一方、いや、遅れていたんだと、ようやく動き出したということで、今、国を中心に急速に動きが始まっている状況であります。

第5次総合計画というのは、いわゆる5年間、あるいは10年間という目標を立てる中で、2050年までの30年間の中でどのように地球温暖化に向けた取組をしていくのかというところが国の中でロードマップが示されていない中で、よく見えていないというところで、若干少し書きぶりが弱かったのかなと思っています。ただ、題目としては、4次と5次の大きな違いというのは、4次のときは省エネとか再エネという部分でしたけれども、5次においてはしっかり地球温暖化対策を取り組むんだということで、脱炭素社会を目指すということを3行ほどしか実際ないんですけれども、しっかり書き込みをしまして、そこから具体的に市がどのように取り組んでいくかというのはやっていくと思っています。議員おっしゃったように、八女市は広大な森林資源を抱えている中で、まさに八女市こそ取り組むべきだということについては非常に同感でございますので、方向性としては同じ方向を向いてしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○15番（栗原吉平君）

確かに第5次総合計画になりますと、いわゆる持続可能な開発目標の中にきちっと温暖化対策は自治体でいろんな対策が求められるということが書いてありますので、これについては積極的に取り組んでいくという方向で確認しておきたいと思っております。

それで、課長に伺いますけれども、地球温暖化対策の推進に関する法律というのがあるそうでございます。これは、地方公共団体は、その区域の自然的、社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制のための施策を推進し、事業者、国民はその施策に協力することと定めておりますが、これらを踏まえて、現実には今、市長の答弁にあったように、市民と事業者、そして行政が、これが大きな目標だろうと思うんですが、再生可能エネルギーの主電源化、それと今、副市長が言ったように、八女市の広大な森林が持つ二酸化炭素の削減だろうと思っております。国は脱炭素化を成長戦略の位置づけに取り組むということにしてありますので、ぜひ八女市も今後の取組は非常に重要なことと思っておりますが、その中で、今質問したように、再生可能エネルギーのことについては、先ほど答弁があったように、市民、事業者と

か学校とか団体とか、いろんな様々な協力がなければ到底これはできないんだと理解しているんですが、どのように取り組まれていくのか、具体策というのは何かございますか、課長。

○環境課長（石橋信輝君）

お答え申し上げます。

まず、地球温暖化対策につきまして、地球温暖化対策実行計画の区域施策というものが、地域を考慮した、どういった方向性でやっていくのかという取組についてまとめる計画というのがあります。

本市におきましては、これは八女市環境計画に盛り込んで運用を図っているところでございます。この計画に基づきまして、今日まで環境課サイドにおきましては、住宅用太陽光発電システム設置費補助金事業を進めてまいりました。また、ほかの部署におきましても、公共施設への太陽光発電の設置ですとか木質バイオマス事業に着手してきたところでございます。

今後につきまして、第5次総合計画にも記載のとおり、再生可能エネルギーの利活用の推進は図っていくという考え方は持っておりますが、具体的なところとしましては、今後、再生可能エネルギーをどのようにまた利活用していくかという調査を令和3年度中にやらせていただきまして、その中で具体的な施策を検討し、示していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○15番（栗原吉平君）

今、課長の答弁の中に環境基本計画には太陽光発電に、これは八女市のホームページを開いて、1キロワット当たり2,500円とあったと思います。そういった太陽光、それからバイオマス、それからペレット、まきストーブ、風力、水力、いろんな省エネ対策の施策があるかと思うんですね。このことをきちっと市民に知らせて、それを市の削減目標として再生可能エネルギーの部分では持っていくことが大事になってくるんじゃないかと思うっております。

それで、話が前後しますけれども、例えば、市が管理している施設、年間ガス、電気、重油、燃料まで含めてどれぐらいの予算で、どれぐらいの結果をつくっているのか。それを照明に替えた場合、一つの市役所でもいいですけれども、全部の照明を例えばLEDに替えるとか、そうすると、当然今までの電気代と今からのLEDに替えた場合の電気代の差額が出ますよね。この差額を例えばLEDを買ったり、あるいはLEDのリース代に充てたりしていけば、数年後には行政コストは間違いなく起こっているわけですから、そういった計画を立てられないかというのが質問なんです。そこはきちっと出す必要があるんじゃないかと思うっております。一步踏み込んだ、市が率先して自分方をやっていくということが大事

なことだろうと。例えば、今度の新庁舎、新庁舎の問題は聞きませんが、やはりその中にもビルエネルギー管理システム、これは必ず入っているかと思いますが。これは説明がありましたので質問しませんけれども、こういったものを各施設に与えていくということは、これから先、再生可能エネルギーとして当たり前のことなんですね。例えば、島根県の松江市、ペレットストーブ、まきストーブ、住宅用太陽光発電、蓄電池設備、これは全部補助金をやっております。太陽熱利用給湯器にもやっております。燃料電池システム導入にも補助金をやっております。こういったものが市の行政の中に再生可能エネルギーを図ってCO₂を削減しようという動きは今どんどん出てきていると思っておりますし、後から聞きますけれども、八女市はまだゼロカーボンシティの宣言をしておりませんので、目標値は設定できないかもしれませんが、そういったところの調査研究は今するということでございますが、遅いと私は思っておりますので、早急をお願いしたいと思います。

それから、第5次総合計画の中に、今、市長答弁にもありましたように、クールチョイスを推進するとあります。このクールチョイスの中身は何かというと、2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度の比で26%削減すると中身に書いてあるんです。これは具体的にどうするんですか。総合計画に書いてあって、2013年度の排気量は分かるんですか、そこが分からん。ちょっと分からないので質問しますけれども、そこまで見てあったのかどうか、お問い合わせいたします。

○環境課長（石橋信輝君）

お答え申し上げます。

排出量につきまして、本市が把握している排出量というのは、環境省のほう公表しております。環境省のホームページにも掲載されておるんですけれども、その数値をもって環境基本計画のほうにもその数値を掲載しておりますが、それで動いているという状況でございます。ですので、いろんな自治体が、特に市町村、小さな自治体単位になりますと、その環境省が持っているデータをベースとしていろんな施策を展開しているという状況がございます。排出量につきましては、そういったところの取扱いでございます。

以上です。

○15番（栗原吉平君）

ぜひ早急にこれは取り組んでいただきたいというのがあると思っております。

それから、再生可能エネルギーの話をしていただきましたけれども、それとは別に林業振興課長にお聞きしますが、この国が目指す2050年のカーボンニュートラルというのは、温室効果ガス全体の量、排出されるCO₂を計って——計るという言い方しか分かりませんが、それはいわゆる再生可能エネルギーとか森林が吸収する量を相殺して、これをプラス・マイナス・ゼロにするというのがこのゼロカーボンシティの構想でございます。

私の請求した資料を御覧いただければと思いますけれども、八女市全体で482平方キロメートルの面積がございます。ヘクタールに直しますと、1平方キロが100ヘクタールでございますので、4万8,200ヘクタールのうち森林面積が66%あるということでございます。

森林は人々の生活や産業活動によって排出された二酸化炭素を吸収し、温暖化防止に貢献している事実がございます。林野庁のホームページによると、適正に管理された40年生の杉林1ヘクタールで302トンの炭素量があると書いてあります。年間に二酸化炭素の吸収量が8.8トンもあるようでございます。当然切った木は造林や植栽、間伐を繰り返して実施して、健全な森林を維持すること、あるいは切った木からは木材のバイオマスに利用するなど、緑の循環システムを構築することも必要ですけれども、杉林は適正に管理すれば、優れたCO₂の削減に役立つこととされております。

この八女市の広大な森林を活性化させることを考えれば、このゼロカーボン達成は国の基準によると、八女市は容易じゃないかと、簡単ではないかと私は思います。正確な数値は要りませんが、大体でいいですけれども、八女市の森林面積に対してどれぐらいの吸収量があるのか、八女市は一体どれぐらいの二酸化炭素の排出量があるのか、そういったことは分かりますか。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

今の御質問に対しましてお答えいたします。

二酸化炭素の排出量につきましては、うちのほうでは確認をしていないところでございますが、八女市内の森林におきます二酸化炭素の吸収量という形で、実際、森林の吸収量を計算する上では、様々な係数を掛けて樹種ごと、それから林齢ごとにそれぞれ計算をしていかなければなりません。そういった中で、国内の他県の森林における二酸化炭素の吸収量、試算データ、それから様々な林野庁の資料とか、そういった資料データを基に単純的に計算をしております。今回言います試算した数値につきましては、あくまでも概算的な数値ということで御了承をいただきたいと思っております。現在、市内の森林状況は、ほとんどが人工林ということで、杉、ヒノキのみの民有林におきます人工林面積が大体2万2,700ヘクタールございます。それに基づきまして、これはあくまでも杉、ヒノキのみで計算をしているところでございますが、林齢級、それから単純に二酸化炭素の吸収量の概算数値、そこらあたりを算出してみますと、杉、ヒノキの二酸化炭素吸収量が大体1年間に八女市内の分で9万6,000トンという計算になります。

あわせまして、もっと分かりやすく言いますと、国立環境研究所によります報告書の中で、1年間の1世帯から排出される二酸化炭素の量が平成30年度の数値で平均約4,150キロということで明示されております。4.15トンですね。これによりまして、先ほど言いました1年間に吸収しているだろうという9万6,000トンで割り返してみますと、市内の約2万3,100世

帯の一般家庭から1年間に排出される二酸化炭素を市内の杉、ヒノキが吸収しているのではないかと、これは推計値でございますので、これから増減する可能性はありますが、そういう形で考えているところでございます。

以上でございます。

○15番（栗原吉平君）

最後のほうは少し分かりづらかったんですけども、結局まだまだ二酸化炭素の量が多いということかな。そういうことですかね、質問します。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

二酸化炭素の排出量が多いということはもちろん考えられます。これは全国の平均ベースで、国立環境研究所による1年間の1世帯から大体4.15トンが排出されるだろうと、それに基づいて森林の吸収量、杉、ヒノキの人工林、育成林における吸収量を計算しますと、大体1年間で2万3,100世帯の一般家庭から1年間に排出される二酸化炭素を八女市の森林が、杉、ヒノキなんですけれども、吸収されているだろうという概算数値でございます。ですから、二酸化炭素の排出がまだ多いということは、確かに産業分野での排出、車が行ったり来たりする、そういった部分は含まれておりませんので、そういう形の概算的な数値ということで捉えていただければと思います。

○15番（栗原吉平君）

分かりました。

これは去年の私の一般質問の中で、松崎副市長にお伺いしたんですが、これは質問じゃないですけども、このようなデータをきちっと国から引き出す、ビッグデータを利用すべきじゃないかと思って副市長に質問したら、活用していきたいと、ICTの利活用も含めて活用していきたいと答えていますけれども、こういったことほど、やっぱり八女市は何といても森林面積の多さがゼロカーボン競争に優位に立てるという今の説明だろうと思います。ということは、資源が十分にあるということでございますので、ぜひとも森林の活用はしていかなくやいかんと思っております。

かつて、平成9年でしたか、京都議定書の中で平成2年比で5%削減することを京都議定書は目標にしたんですよ。ところが、あのとき山間地は森林地帯がよくなると、合併前でしたから喜んだんですけど、なかなかそれが後進国、いわゆる発展途上国からの突き上げで、その京都議定書ができなかったんですよ。あのときはプラス6%増えたんですよ、CO₂が。それはそうでしょう。普通の工場とか、あるいは家庭とか産業を活発化するためにはCO₂をどんどん出さんと、経済的にも成り立ちませんもんですから、そういったことがすったもんだあって、平成25年に京都議定書が機能停止になっております。その代わりに出てきたのが、今パリ協定というやつだそうでございます。トランプは反対して脱退しましたけれども、

バイデンになってまた再加入したというニュースがこの間、届いておりました。

まだまだ2050年までの間にはいろんなこれに対する施策というか、国際社会からのいろんな締めつけとか来るとは思いますけれども、少し今、課長のことで、森林の整備についてはちょっとお尋ねしたいと思うんですが、これは市長が昨年12月の同僚の一般質問の答弁の中で、八女市の共販所の木材価格について述べられております。これは1立米が14千円から15千円と言われましたけれども、これはヒノキですよ。ヒノキはそうだそうでございますが、ここ20年近く、杉は10千円前後で推移しております。これはデータをもらいましたから。

昨年、私が杉を切ったときに、市場価格で立米の9千円でした。安かった。それで、1本単価に直すと幾らかと聞いたら、1本1千円ぐらいですよというわけですよ。私の木は70年生で、1本1千円です。先日、テレビで熊本の植木のハウスで育てたスイカがありました。スイカは3か月で1つが3千円、4千円になるそうです。これは比較対象にはなりませんけれども、私の杉は70年も育てて1本が1千円にもならなかったという、これは間違いなくこの単価です。やる気も出ない林業をどうするかということで、今日の質問をしたんですね。温暖化における杉の利用、再利用することが優位に立てるということ、国土の67%は山林でしょうから、今回の2050カーボンゼロは林業の立て直しを図る上では追い風になってくると思います。林業整備を生かすことで脱炭素社会のリーダーになり得る八女市だと思いますけれども、しかしながら、ここにはやっぱり問題がありまして、そこで資料にもお願いしておりますけれども、やはり労働する人がいない、これから森林を守っていく人がいないということでございます。

ちょっとこの問題について通告しておりますのでお聞きしますけれども、高齢者による労働力の減少ですね。これは今後、新規の労働者を求める上でもどのような方向で確保されていこうとされているのか、ちょっとお聞きします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

林業労働者の確保という観点から、これまで市におきましても、特に林業労働者における技術、技能の取得のための各種研修事業等を活用した新規就業者におきましては、森林作業における基本的な知識とか技術等の研修、それからキャリアアップなどを目的として緑の雇用事業を活用したり、併せまして技能・技術者としての免許取得のための補助支援、それから複利厚生の実施支援ということで市の施策を図っているところでございます。

あわせて、作業条件の改善という意味では、林業資機材への補助支援とか、そのほかにはもちろん、山林所有者、山林労務者に恩恵があるような形で木材生産、併せまして森林整備における市単独の継ぎ足し補助、支援等を行うことで、林業者における所得確保という部分も含めまして、そういった支援を取り組んできたところでございます。

なかなか急激には、やはり技術、技能が伴いますので山林労務者というのが増加するわけ

ではございませんが、そういったものを今後も引き続き行っていきながら、林業労務者の確保対策につなげていければと考えているところでございます。

○15番（栗原吉平君）

森林を整備することによるCO₂を削減し、吸収するという役割からすれば、やはり森林は大きな財産ですよみたいなことを私は言いましたけれども、しかし、それを守るといふか、維持していく上で労働者、労務者を確保していく、新たに確保していくことが大事なことだろうと思います。しかしながら、現状において、現場から聞こえてくる声は、今はハーベスター、プロセッサ、それからフォワーダー、切る、倒す、運ぶという機械が外国から、あるいは日本から大型機械がどんどん入ってきて、昔は馬とか河川において出しよったけれども、今はそういったものでどんどん大型化されて、1人立米単価が少し安くても、それだけ多く出せると非常に喜んでおられます。それには、今言われたように、ちゃんと補助金がついているから、これは大丈夫なんですよと言われます。ところが、そこに大きな落とし穴がですね、やはり契約する上で、ちゃんと元の山に戻してくださいと、ちゃんと造林をして、植林をして、下刈りをして元に戻してくださいという条件がついているはずなんですね。ところが、そこをする人がいないんですよ。造林して、植林して、下刈りする人がいない。これは大変な問題です。切るはいいけれども、結局後からの整備が全然できなくなってしまうという危機が、そこに八女の大きな課題があるから、これは昨日二、三日前の新聞にもありました。福岡県水源の森基金から森林の仕事ガイダンス開催の新聞記事がございました。これは課長も知っていると思います。こういったものを積極的に参加していくことも必要だろうと。

それから、もう一つ大事なことは、やっぱり収入ですよ。これは山林労務者の収入が幾らか調べてみてください。それは農業と調べて、今、農業は施設園芸で、ハウスの中で仕事しますから、どんなに大雨が降ろうと、大雪が降ろうと仕事はでき、農業収入は上がります。しかし、林業はそういうわけにはいかん。そうすると、例えば、月平均で200千円とか、家族5人おって、稼ぎが200千円で家族を養えますかね。こういう現状の中で労働者が頑張っておられることを考えると、幾らかでも補助するということはいけないかもしれませんが、その環境として整備していくということは非常に大事なことじゃないかと思っております。例えば、高知県のいの町の林業労働力確保事業補助金交付の要綱がありますけれども、これは長期にわたる、例えば、あなたにはそういったことであるから、年間、消防服じゃないですけども、ちゃんと作業服、あるいはヘルメット、あるいは地下足袋、そういったものを与えますよとか、それから京都府は林業労務者が1年間仕事したなら、退職金じゃないけれども、そういった報奨金制度もあるようでございます。そういったことをしながら、林業労務者を確保していただきたい。それは何についても今後、八女市が大きなそれが、森林

が大事なものであるならば、ぜひお願いしたいと思っております。

それからもう一点は、自伐型林業、昨年も同僚議員が自伐型林業と言われましたけれども、第5次総合計画にも自伐型林業をやっていくということでやりました。ところが、これはよくよく考えてみると、自伐型というのは、自伐林業は自分の山を自分で切って、自分で市場に持って行って自分で収入を上げる、これが自伐林業、これが型がつくと、全く違うわけですね。そういう森林を所有していない都市の若者であっても家族や仲間と自営的林業ができるところに意味があるんです。森林を所有していない者であってもという点が、いわゆる自伐型なんですね。ですから、例えば、都市の若者が自伐型林業をやりたいから、八女に入ったとしても、条件の悪い、非常に急峻な危険なところで自伐型をするかという問題ですよ。だから、第5次総合計画にも自伐型林業を盛んにやっていくと書いてありますけれども、これは達成できるのはわずかな人ですよ。達成できないとは言いませんけれども、わずかな人しかできない。ですから、そこんには十分考えて、何でもかんでも自伐型はいいですよって、とんでもないことが起きます。だから、ぜひ十分注意していただきたいと思います。森林が好きで好きでたまらない人にはいいでしょうけどね。

さて、少しだけ、通告しておりますので農業の問題ですけれども、これは農業も温暖化に逆行しているという記事がありました、温暖化に逆行している。ハウスでぼんぼんまとかか肥料をぼんぼんまとか、あるいは農薬をぼんぼんまとか、これは全く逆行しているから、2050年までには農薬の50%、化学肥料の30%の使用を削減すると言っているんです。そのためには品種改良を試みたり、有機農業を推進していくと書いてあります。

農業のことについて少しだけ質問しますけれども、広川、筑後を含めたJAふくおか八女、農産物の販売額が最近240億円前後で推移をしております。そこで、八女東部の黒木、上陽、星野、矢部、これは240億円のうち52億円しかないんです。これは52億円というのはどんどん低くなっていく。低くなっていくということは、やめていく人が多くなっていくこととイコールなんですね。

そこで、JAふくおか八女の管轄する農地面積というのは9,600ヘクタール、筑後、広川を含めたところでの面積が9,600ヘクタールに対して、今言った中山間地域、黒木、矢部、星野、上陽というところは3,000ヘクタール、これは3分の1です。農地面積は3分の1もあるのに、売上げは約5分の1です。ですから、中山間地域は農業から衰退の一途ということでございます。中山間地の農業をきちっと整備しないと、とんでもないことが起きるといのは以前からの御指摘でございます。

今、中山間地域の農地がどうなっているのか、市長はよく回られますから分かりますが、副市長は分かれますか。部長、課長、よく見てくださいよ。どんなになっているのか。本当に田畑は耕作を放棄して、放棄された方がいっぱいありますよ。中でも八女茶、私もやって

おりますけれども、八女茶は部長も分かるように低迷しております。山間部に行けば、黒木の山間部も茶畑は荒れ放題、八女茶のG I 認証や海外でのPR、それからまち・ひと・しごと創生事業でもいろんな形で一生懸命八女市もやられましたけれども、本当に厳しい現実が待っていますね。しがみついていた中山間地域のお茶農家は諦めかけていますよ。多いです。

そこで、農業は逆にCO₂の排出も多いと思いますが、以前、実証実験されたハウスによる暖房や太陽光などの温室ハウスに使われたペレットは、現状はやっていないということがありました。ひたすら油をばんばんたいて施設園芸をすることも、今後はエコ、つまりはCO₂削減にはどのような施設が必要なのか考えるべきではないかと思います。そのためにはやっぱり太陽熱、小型水力発電、ソーラーパネル、風力発電、それからバイオ燃料、木質ペレット、電気にはLEDを使うとか、そういった奨励をしてほしいと思っております。この農業の省エネ対策、CO₂削減についての第5次総合計画ではどんなことをやろうとしておられるのか、課長にお伺いいたします。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

八女市の農業において最も温暖化防止に取り組むべき効果があるものは、電照菊、イチゴ、ナスなどの施設園芸の重油をたくボイラーであると認識しております。その使用の削減量をいかに減らすことが温暖化防止につながるかと考えております。

議員もおっしゃられたとおり、国においては、現在、施設園芸における木質ボイラーの導入試験が進められており、八女市においても平成25年から平成29年度において、電照菊のハウスにおいて木質ボイラーの導入の実証実験が行われております。結果、化石燃料の一定の削減効果は見受けられました。しかし、温度管理の微調整、また急激な温度変化、例えば、今年、雪が多かったんですけど、そういう夜中に急激な温度が下がったときの対応、火力が足りないといった問題とともに、導入費用とか導入のスペース、そういったものに対して課題が残っております。課題はありますが、木質ボイラー導入については脱炭素社会の中で非常に重要なことだと認識しております。第5次八女市総合計画においては、林業分野のところで木質バイオ等の利活用の促進と研究についてと位置づけておりますので、農業分野においても同様に研究を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○15番（栗原吉平君）

そこで、大変難題とは思いますが、なかなかこの地球温暖化防止対策というのは、経産省も農水省も意外と後ろに下がるところがあるというのも事実でございます。それはなぜかという、やっぱり産業が発展せんことには国の発展はないということだろうと思うんですね。やっぱりそれを一生懸命やらんと、そのために森林をうまく、農地をうまく利用す

ることこそ大事じゃないかと思っております。

そこで、先ほど中山間地域の農地がどんどん荒れてくるということでお聞きしましたけれども、市長はかねがね挨拶とかの中で、中山間地における農業が非常に厳しい時代になってきたということで、よく発言をされている。その中で、そのためには複合系を進める、複合系をしなきゃいかんと言っておられます。どのような施策が考えられますか、私には分かりませんが、ソーラーシェアリングというのがあるそうでございます。いわゆる半農半、電気をつくるということですね。よく熊本のほうに行けば、荒廃した地域にソーラーがいっぱい立っていますけれども、ソーラーの下に農業もしながら、上ではソーラーをします。今のソーラーは、この間行きましたけれども、今、太陽光に向かって自動的に回るとですね。コンピューターが自動で太陽を察知して、太陽が沈むまでそちらに向けているという、その下には麦であったり、大豆であったり、半日影の状態の作物というのはいっぱいあるそうでございます。そういったものを奨励しながら、農家は上で発電をやると。これは聞いた話ですと、月100千円ぐらいは入ってくるというところでございます。施設代がどれだけ用いるか分かりませんが、そういったものを八女市として推進する、農業振興課として推奨していくということは大事なことはないかと思っております。

もう一度話は戻りますけれども、この温暖化について副市長にお聞きします。先ほど言ったように、第5次総合計画の中ではきちっと数値的な目標を定めて、市としての意欲が表現されるべきと私は思っているんです。第4次総合計画と第5次総合計画を比較して、温暖化対策について、あまり変わらないことがちょっと気になっておるところでございます。八女市は、先ほど林業振興課長が答弁したように、ゼロ以上の吸収量を確保して、それをクレジットとして、いわゆる森林を整備しながら、吸収した分をプラスとして考えれば、これをクレジットとして考えれば、この分野では八女市が優位に運ばれていくということになります。例えば、工場しか持たない自治体、あるいは住民が住んでいるところしかない自治体、森林がない自治体は、どうしてもCO₂削減を2050年には到底できないという、なかったら八女市からその分をあげますよと、あなたのところの吸収量を私の八女市が補ってあげますよというクレジット方式というのは京都議定書の中でも出てきましたけれども、こういったことは必要じゃないかと私は思っております。これは第5次総合計画の中にきちっとそういったものは入れておくべきだったんじゃないかと私は理解しておりますが、副市長はどうお考えでありますか。

○副市長（松尾一秋君）

お答えいたします。

私も非常に栗原議員に共感するところがございまして、広大な八女市の面積、これを人に話すとき、八女市は合併して福岡県で2番目に大きい面積になったというときに、山林が

66%ありますと話をするとき、聞く人は、それは大変ですね、大ごとでしょうみたいな感じで皆さん言うんですよ。ところが、これはおっしゃるとおり、八女の有効な資源だと、逆に言うと、これだけ面積があって、森林があることをそれはうらやましいですねと言われるように変えていかなきゃいかんと。そのためには森林の価値を上げていかないかんとということで、私自身は林業の6次産業化というのも一つの手じゃないかということでやれる範囲でやらせていただいたと。今回、林の関係の担当になって、環境も担当することになりまして、やはりJ-クレジットというのは非常に興味がある。J-クレジットの中には省エネをやって、あるいは再生エネルギーを使って、その3本柱のもう一つに森林の適正管理というのがありますので、しっかりとこれをすることによって、いい価値が生まれてくるんじゃないかと私自身も思っております。ただ、数年前に環境のほうで議論したときに、そのクレジット化の認証を得るための一つのプロセスとして10,000千円を超える調査費用が要る、その上で、じゃJ-クレジットを買ってくれるところが数年前は見当たらなかったということがあります。今、菅首相も含めて、国がぐっと脱炭素社会に動いていますので、十分検討していく価値がある制度だと思っていますので、しっかりと研究をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○15番（栗原吉平君）

これについては意気込みを十分今聞かせていただきましたので、ありがとうございます。

そこで、教育委員会の教育長にお伺いしたいんですけれども、できる範囲で簡単にお伺いしたいんですけれども、2050年といえば今から約30年後、今の小中学生が働き盛りだと思うんですよ。今の小中学校の児童生徒が30年後ですから、50前か、もう我々は平均年齢からすれば、もうこの世にはいない。教育長はどうか分かりませんが、この世にはいないと思うんですけれども、どんな時代になっているか想像もつきませんが、今、教育長の答弁の中で、自然環境や資源の有限性の中で持続可能な社会をつくるための力を養うと答弁されました。カリキュラムを編成してみたり、計画的に行いますよという答弁だったろうと思うんですが、例えば、私の住む矢部の清流学園、子どもたちは秋、春、例えば下刈り作業に山に行ったり、あるいは杉の枝打ち作業に行ったりという体験をさせております。こういったことが今の教育長の発言と合致すると私は思っているんですよ。そういったことを小さいときからずっと教えていくんだということが今、教育に求められると。子どもは必ずしもパソコンばかり、あるいはゲームばかりするんじゃないくて、そういったことも野外に出て教育することが大事と今、教育長は言われました。まさしくそのとおりだと。

そこで、学校での学習等はやられていると思いますが、世界的な、地球の温暖化問題について、今後どういったことが文科省から言われてきているのか、温暖化対策についてはどういった指導をなさいますとか、何かそういったことがあるのかどうかお聞きをいたします。

○教育長（橋本吉史君）

お答えをいたします。

今、議員御指摘のように、矢部清流学園でそういった体験をしております。これは結局、教科の中で一番環境について学習するのは理科、社会です。そういったことを踏まえて、それをつないで、いかに自分のこととして考えて、実践化していくのか、それをやっていくのが総合的な学習の時間、その体験の一つが今言われた下草刈りとか、あるいは枝打ち体験とか、あるいは食品体験なんかもしております。その地域によってですね。

文科省云々から新たに來ているのかということはないんですけども、これは先ほど答弁の中で申しましたように、持続可能な社会をつくっていく上で何が必要なのか、そういったことを学習する、そういったことは大変重要なことだろうと考えているところです。

以上です。

○15番（栗原吉平君）

もう時間が押していますので、次に行きます。

通信環境の整備について少しだけお尋ねをいたします。

国民の調査で、情報の取得、自分が情報を得る場合には、1位がテレビだそうです。2位は既にネットだそうです。もう新聞、ラジオとか、そういったものは必要ないと、携帯があればいいと。毎年事業計画と予算の出てくる光回線の整備状況、これについて簡単をお願いをいたします。

○定住対策課長（平 武文君）

お答えいたします。

先ほど市長答弁にもございましたように、八女市においては全市的にブロードバンド通信は可能な状況でございますので、現在の取組といたしましては、新規加入者に対する工事、それと機器のメンテナンスといった状況でございます。

以上でございます。

○15番（栗原吉平君）

昨日の同僚議員の一般質問の答弁で、空き家の件数が1,529件と出ておりました。八女市の世帯数が2万5,000世帯ですので、空き家の件数が1,529件ということは約6%、100件のうち6件は空き家ということになるわけですね。ああ、100件に6件かと私は思いましたけれども、よくよく考えてみれば、矢部村が世帯数が500世帯、星野村が約1,000世帯だと思います。すると1,500世帯ですよ。矢部と星野の全世帯が空き家と考えれば、これは大変なことなんだと私は思いました。定住対策を空き家の件数を防災安全課に聞くんじゃなくて、ちゃんと調べておかんといかんと思うんですよ。空き家をどう活用するのか、そういったものは定住対策課としてやっておかにゃいかんと感じました。それで、矢部と星野の世帯数

を合わせたものが今の八女市の空き家状況とすれば、大変な問題だと思っております。

光回線、10年前に、平成23年でしたか、その頃から始まって、もう既に10年がたちました。相当空き家の中に光回線を張ったまま出て行ってあるところもあるかと思えます。今後またさらにどんどん増えてくる。しかし、八女市はどんどん光回線は、今答弁しましたように、張っていきますよと。それはコストから浪費、浪費になるわけですね。だから、ちゃんとガイダンスか何かつくって、空き家になった場合はどうしますよということはきちっと約束した上で、やはりこれからの施設を考えてほしいと思うんですが、これについては簡単にお問い合わせをいたします。

○定住対策課長（平 武文君）

お答えいたします。

空き家になったというか、サービス利用停止を考えられるパターンとして3つございます。まず、御指摘の空き家になる場合と、それとそのまま住んでいらっしゃるけれども、光通信のサービスをやめる場合と、それとお家を解体される場合とございますけれども、基本的には撤去にも工事費が必要になりますので、基本的に御理解いただければ、そのお宅のほうに邪魔にならない形で残させていただくという方法を取っておりますけれども、どうしても撤去という御希望があれば、その都度撤去しているという状況でございます。

以上でございます。

○15番（栗原吉平君）

すみません、議長、時間の都合で、通告しておりました質問ができないかもしれませんが、そのときはよろしいでしょうか。

○議長（角田恵一君）

議員個人で取りまとめて質問をお願いします。

○15番（栗原吉平君）

分かりました。じゃ、要点だけ。

今、オンライン会議とか、いろんな形で行われております。第5次総合計画にもいろんな形で整備していくんだとなっておりますので、言いませんけれども、今後、このWi-Fi環境の促進はさらなる大きな力となってくると私は思っております。宿泊施設の民間、それから観光、避難所、市民センターとか公民館での防災対策としてのWi-Fi環境というのはこれから大事になってくると思っております。

私の資料の中に、5-2-(1)の中にWi-Fiの整備について書いてあります。系列を書いてありますが、学校関係が使えません。学校は避難所にもなっております、多分。学校に避難所があるけれども、学校は学問だけしかWi-Fiは使えないということでございます。そうすると、避難所に避難された方がWi-Fiを使おうとしても使われないというこ

とになりますと、非常にもったいないと思っております。現在の携帯電話の料金とかを考えると、これは少額で整備できると思うんですが、これについては、やはり総務省も学校関係には学問に使うだけじゃなくて、避難所にもWi-Fiは整備できるようにしなさいよという通達が来ていると思います。総務省関係ですから企画のほうには来ていると思うんですが、来ていないですかね。避難所のWi-Fiの環境の整備についてと、これは防災安全課に通告しておりませんので言いませんけれども、避難所にWi-Fiを設備する場合には、学校あたりも大丈夫ですと、公衆無線LAN環境整備支援事業というそうでございます。これは教育のIT化に向けた環境整備が4か年計画の中に基づくもので、地方交付税等で学校を含めた、地域のWi-Fi環境の整備を進めることができますと、これはなっておるようでございますので、ぜひお願いをしたいと思っております。

それで、大体私の質問は終わるはずなんですけれども、議長から許可が得られませんでしたので、最後に市長にお伺いしたいと思っております。この脱炭素社会の実現については、市長にお聞きしますが、このことについては八女市第5次総合計画の審議会があったときに土肥座長も提言されております。ゼロカーボンシティ、これは副市長もよく御存じ。2月21日現在で全国の235の自治体がこのゼロカーボンシティの宣言をしているそうでございます。235というのは、自治体の数からすれば小さいんですけれども、これは入っている関係人口が9,500万人、9,500万人ですから1億2,000万人から考えると、相当入っているということに理解している。福岡県はただ福岡市と北九州市と大木町のようでございます。2050年まであと残り30年というのはそう長い期間でもございませぬ。環境省は2050年までに温室効果ガスを排出ゼロにするということを目指し、その旨を公表した自治体はゼロカーボンシティとして宣言する宣言都市として認定するそうでございます。市長御自身がこの議会や、あるいは御自身の定例会見の中で、八女市はゼロカーボンシティを宣言しますと言えば、すぐ事務局から環境省に上がって、環境省が認めるということでございます。これはぜひやられたほうがいいんじゃないかと思っております。今までの私の質問を総じて、あと52秒しかありませんが、これは無理ですね。ぜひゼロカーボンシティを実現させて、八女市が災害が起きた経験者として、やはり災害のない地域を目指すためにも、この環境、温暖化防止には十分力を発揮していくことこそ、八女市に第5次総合計画に求められた宿題じゃないかと私は思っております。もう答弁は求めませんけれども、ぜひそういったことで頑張ってください。地域の人たちはみんな今までの経験を生かして、市長にお願いするというのが当たり前のお話なんです。市長、昨年、選挙に通られて、住民の方々から今までの人に、問題を分かっている人をお願いしたいというのが、これは当たり前のお話ですよ。ぜひよろしく。

○議長（角田恵一君）

15番栗原吉平議員の質問を終わります。

午前11時25分まで休憩いたします。

午前11時14分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

8番高橋信広議員の質問を許します。

○8番（高橋信広君）

こんにちは。8番高橋信広でございます。通告に従いまして、一般質問をいたします。

本日は、第5次八女市総合計画についてお聞きしたいと思います。

総合計画は地方自治体にとって全ての計画の基本になりまして、地域づくりの最上位に位置づけられている計画でもありますが、まちづくりを進めていくための道しるべになるものと承知しております。この第5次総合計画には、計画の位置づけとして、本計画はまちづくりの施策方針の方向性を示す市の最上位計画として位置づけられるとともに、総合的かつ計画的な市政運営の基本的な指針となるものですという表現でうたわれております。この重要な計画に基づいて、令和3年度が間もなくスタートするに当たりまして、5つのテーマで質問をしたいと思います。

1つは、目標人口が2030年度に国勢調査ベースで5万2,300人と決定されております。これは年々国勢調査がだんだん厳しい環境にある中で、調査の精度というところがもう少し上げられないかという課題について質問でございます。

それから2つ目は、都市機能再編の在り方についてお伺いしたいと思います。

そして3つ目は、先ほどの栗原議員とダブりますが、脱炭素社会に向けての方針、中でもエネルギー政策、森林吸収源対策についてお聞きしたいと思っております。

それから4つ目として、行政区やまちづくり協議会等に対する育成、支援についてお聞きいたしたいと思います。

最後に、男女共同参画社会の実現という大変難しい課題でございますが、当市の今後の方向性、あるいは取組について伺いたいと思っております。

5つの点で執行部におかれましては明解な回答をいただきますようよろしくお願い申し上げます。あとは質問席で順次お聞きいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（角田恵一君）

市長、答弁をお願いします。

○市長（三田村統之君）

8番高橋信広議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、第5次総合計画についてでございます。目標人口は、国勢調査ベースのため、調査

の精度を上げることは重要な課題と思うが、今後の対策は検討されているのかというお尋ねでございます。

目標人口の基礎となる国勢調査は5年ごとに実施されており、その事務は国の法定受託事務として都道府県と市区町村が担当しておりますが、近年は生活様式やプライバシー意識の変化などに伴い、スムーズな調査実施が難しいケースが出てきております。このため、昨年10月1日を基準日として行われた国勢調査では、インターネットや郵送での回答を推進するなど、様々な手法で取り組んでおり、今後の調査につきましても国、県の指導に基づき、適正に調査事務を行ってまいります。

次に、中心市街地や中心的な市街地における都市機能再編の方向性はどのように考えているのかという御質問でございます。

中心市街地や中心的な市街地としては、現在の八女市役所周辺を念頭に置いて検討しております。現時点では、新庁舎となる市役所の行政機能を中心としまして、既存の商業、金融機能の維持、市街地で生活するために必要な機能としての対応施設等の誘導や古い町家の複合活用を進めることでにぎわい、経済力の再生へとつなげていきたいと考えております。

次に、脱炭素社会に向けてどのような方針で取り組んでいくのかというお尋ねでございます。また、エネルギー政策及び森林吸収源対策の具体的な施策はどのように考えているのかというお尋ねでございます。

脱炭素社会に向けては、エネルギーや資源を大切にし、環境に負荷をかけない生活や事業活動など、多様な主体との連携、協働による取組を進めます。エネルギー政策につきましては、国等の動向を注視し、施策に反映させていきたいと考えております。森林吸収源対策につきましては、荒廃森林の整備による間伐施業の実施や森林の適正な保全整備を促進するため、間伐等の森林整備に対する事業支援に取り組んでいるところでございます。

森林が有する二酸化炭素の吸収機能の維持向上を図るためには、持続的かつ適時適切な森林施業が必要不可欠であり、今後も継続して森林の保全及び整備を促進し、森林吸収源対策につなげていきたいと考えております。

次に、持続可能なまちづくりのために地域コミュニティをどのように育成、支援していくのかという御質問でございます。

活気のある地域コミュニティは持続可能なまちづくりの基盤となるものです。地域行政において行政区の存在は必要不可欠であり、今後も安定した行政区運営が行われるために自主的な地域活動を支援するとともに、行政区の課題解決のために必要な支援策に取り組んでまいります。また、地域の問題解決に当たっては、21地区のまちづくり団体との連携が不可欠であり、今後もまちづくり団体が策定する地域振興計画に基づく地域活動の支援に努めてまいります。

最後に、ジェンダー平等の視点を踏まえた男女共同参画社会の実現には、より具体的な指針や計画に基づく取組が必要ではないかという御質問でございます。

本市におきましては、八女市男女共同参画行動計画を策定し、取組を進めております。第4次の行動計画が本年度で終了しますが、引き続き取組を進めるため、現在、第5次の行動計画について八女市男女共同参画推進審議会に諮問を行っているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○8番（高橋信広君）

まず1番に入る前に、共通項として、総合計画の所管である企画政策課長に少しお聞きしたいんですが、今回の第5次総合計画と第4次と比べたときに大きく変わっているのが1点ありました。それは構成ですよ。第4次総合計画の中には基本構想、それから基本計画、そして実施計画という3構成です。それから、今度の第5次総合計画については基本構想と基本計画というシンプルな形で策定されております。

まず、ここの理由、どうしてそうされたのか。実施設計は私は非常に大事と思っているんですが、今後、例えば、アクションプランであるとか、そういうことを策定されていかれるのか、これについてお答えいただけますか。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

今回策定しました第5次八女市総合計画につきましては、令和3年度から10年間を見据えた中長期の計画となっております。その中では、「ふるさとの恵みと誇りを未来につなぐ安心と成長のまち八女」という将来都市像を掲げて、8つの基本政策を柱に取組を進めてまいります。

この総合計画につきましては、今、議員御指摘がありましたように、二層の構成となっております。1つが基本構想、もう一つが基本計画です。基本構想は10年間の計画期間となっております。市として実現を目指す将来都市像を明らかにするとともに、将来都市像の実現に向けた基本政策、先ほど言いました8つの政策を示しておるところです。もう一つ、前期基本計画、こちらが5年間の計画期間となっております。先ほど申しました基本構想を踏まえて、まちづくり分野ごとのビジョンを目標として示させていただいております。

本計画につきましては市の最上位計画として位置づけておりまして、市政運営の基本的な方針を示していく、こういった形で本計画は立てております。具体的な事業、先ほど議員がおっしゃいました実施計画、こういったものに代わるものとしまして、今回の計画では関連個別計画を掲載させていただきまして、その進捗を図っていきたいと考えまして、この二層計画はこういった形を取らせていただいております。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

今おっしゃいました個別計画というのは、基本的には、例えば、都市計画マスタープランとか立地適正化計画、そういう大きなものというのは基本的につくらないと駄目なもの、それから八女市として独自でつくられる、いわゆる計画書です。考え方としては、事業の計画とか、もっと具体的な部分というのが前はしっかりと盛り込まれながら——進捗管理の部分は残念な、ちょっとあんまり公表はされていなかったような気はしますが、少なくとも、やっぱり中期的な3年、あるいは前期の5年の中の具体的な施策というところはしっかりと盛り込まないと、市民の皆さんはあれだけを見ては少し分かりづらいんじゃないかと思っていますが、これについてはいかがですか。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

繰り返しのなってしまうかもしれませんが、今回の計画につきましては少し第4次計画とは形が確かに変わっておるところでございます。それは議員から御指摘がありましたように、具体的な事業、そういったものの掲載という形を今回は取っておらないということになっております。この考え方につきましては、先ほどもお話ししましたけれども、まず、市の最上位計画として大きな方向性を示させていただいて、このところの方向性に従って、各所管課がその方向性に合うような整合性を図りながら各事業を行っていく形を取らせていただきたいということでこの計画を立てさせていただいておりますので、こういった形で御理解をいただきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

この件での責任者は、たしか松崎副市長と思いますので、ひとつお聞かせください。

今の実施計画がないということを私個人ではちょっと不安を持っていますが、やっぱり少なくとも中期的なアクションプランというのは——まず、つくる予定なのか、そういうことも含めて、このままいくというのか、最終的な決断をお願いします。

○副市長（松崎賢明君）

お答えいたします。

今、企画政策課長が答弁しましたように、この総合計画は方向性を見出すものでありまして、個別の具体的な事業等については個別の事業計画で、それをさらに年度ごとに事業化していくのにはそれぞれの予算審議で事業を前に進めていくということで進めていきたいと考えております。

○8番（高橋信広君）

これ以上議論してもあれなんですけど、少し心配されるのは中期的なものでの事業であると

か、それから八女市としてどういう取組をやっているかというのが少しぼうっとしたもので分からなくなるんじゃないかという危惧を持っておりますので、ぜひ個別の中でしっかりと明示していただきながら、10年間の計画が達成できますようお願いして、これは終わります。

それでは、1番の人口目標は今回2030年、5万2,300人ということをつくってありますけど、これはあくまでも2030年のいわゆる国勢ベースでの目標ということになると思います。国勢ベースのほうは2005年の個人情報保護法が施行されてから、要するに、回収率というのがこの自治体もやっぱり落ちているんですよ。そういう意味で、この精度を上げるというのは私自身は大きな——例えば、2010年10月のときは住民基本台帳と1,400人ほど、それから2015年は1,900人ぐらいの差が出ています。だから、今回の国勢調査では2,000人をちょっと超えるだろうという見込みも出ております。もちろん、住民基本台帳が100%正しいということじゃないんですが、この差というのは非常に気になるところでして、それから国勢調査というのは住民の方々のいろんな家族構成であったり、それから就業関係であったり、いわゆるビッグデータになるものでありますし、それから財政的にいえば、地方交付税の算定の人口にもなるわけですから、やっぱり精度を上げるというのは大きな課題と思っております。

そういう意味で、どのように考えていらっしゃるのか、今の住民基本台帳との差とか、その辺も含めて分析されていることがありましたら、お願いいたします。

○総務課長（秋山 勲君）

お答えします。

住民基本台帳の人口と国勢調査の人口の差があるということでのお尋ねでございます。

国勢調査と住民基本台帳の人口には、今、議員御指摘のとおり、差が出てきております。これにつきましては、住民基本台帳において住所変更の届出をせずに転居する人がいるためでございます。住民票の届出場所と実際に住んでいる場所が違うことが大きな理由ではないかと推測をしております。このことにつきましては、国の統計局のほうも同じような見解を示しておるところでございます。一般的には、大都市で国勢調査の人口のほうが多い結果となっております。地方では住民基本台帳の人口のほうが多いという傾向となっております。

以上であります。

○8番（高橋信広君）

それでは一つ、国勢調査の今の現状のやり方というのは、もし一連の流れが分かれば、簡単に御説明いただけますか。

○総務課長（秋山 勲君）

お答えします。

まず、昨年10月に国勢調査が行われております。調査の基準日であります10月1日現在で八女市に既に3か月以上お住まいの方、また10月1日前後を通じて八女市に3か月以上住む予定のある方、旅行、出張などで10月1日前後を通じて3か月以上八女市に滞在されている方などが調査対象となっております。

調査の手順、流れでございますが、昨年10月に行われました国勢調査につきましては、調査の実施期間が9月14日から10月20日までで行われております。市内全域を437に区分をいたしました調査区域を295人の調査員で調査を行っております。具体的に申し上げますと、調査員が担当区域、調査区と呼んでおりますが、調査区を回りまして、居住世帯を1件ずつ確認いたします。調査する世帯をその後訪問いたしまして、調査票を配付し、このときに先ほど市長答弁でもありましたインターネットでの回答、あるいは郵送での回答といったことについても確認をいたしております。なお、不在主さんにつきましては連絡メモをポストのほうに投函をして、再度訪問をいたしております。

その後、10月1日以降に調査票の回収を行いまして、インターネット、郵送での回答を希望された方で回答が届いていない方については再度訪問をしまして、回答の確認をいたしておるところでございます。回収が終了いたしましたら、調査票は調査員、それから指導員が別におりますので、指導員が全て点検をいたしまして、記載漏れや回収漏れがないか、しっかり確認をいたしております。その後、職員による審査を行いまして、県に提出をしております。さらに、県での審査が行われまして、最終的に国での審査が行われるといった流れになっております。

○8番（高橋信広君）

回収方法というか、いわゆる調査方法もインターネットというのが増えてきましたので、それから郵送ということもあります。そういう意味では、ワンステップしている、そういう中でも、やっぱりまだまだ減っている傾向がありますので、ぜひ八女市としても、先ほど言いました、いろんなビッグデータの一つということを考えると、それから地方交付税の算定とか、小さな単位ではあるものの、やっぱり精度の高いものにしていただきたいと思いますので、ぜひまた5年後にはよろしくお願ひしたいと思います。

この件については終わりたいと思います。

2つ目の中心市街地の件ですが、中心市街地と中心的な市街地という2つの言葉が今回盛り込まれております。これが私はどうも分からなくて、この使い分けはやっぱり意識的な使い分けなのか、そうじゃないよというのか、このあたりの2つの表現についてまずお答えいただけますか。

○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

まず、中心市街地なんですけれども、総合計画の中では第4次において中心市街地は福島地区を指すということで書いております。第5次の総合計画の中では中心拠点という形で、市役所周辺という形の表現をさせていただいております。また、現在策定中の都市マスタープラン、立地適正化計画の中では、中心的市街地ということで表現をさせていただいておりますけれども、立地適正化計画の中では、やはり都市計画区域内でそれぞれに黒木、立花においても地域拠点という考え方を持っておりますので、中心的市街地ということで、こちらも市役所周辺を表現しておりますので、意味合いとしては同じものと考えております。

○8番（高橋信広君）

確認ですけど、中心市街地はどこなのか、中心的市街地はどこなのかという区分けで、具体的に言っただけですか。

○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

中心市街地につきましては福島地区、中心的市街地につきましては市役所周辺ということで考えております。中心的市街地が市役所周辺、中心市街地を福島地区と捉えております。

○8番（高橋信広君）

確認しますと、中心市街地は福島地区で、中心的市街地は支所を含めて市役所周辺をいうということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）分かりました。

この表現については、多分立地適正化計画、あるいは都市計画マスタープランとの整合性というか、そういうことを意識されてやっているのかなと思いますが、総合計画だけを見ると、非常に表現として、残念ながら聞かないと分からないということですので――承知しました。

それから、この中に書いてある都市機能の誘導エリア、それから居住を誘導するエリアというのが今はちょうど立地適正化計画のほうではほぼ決まっていると思いますので、このあたり、公表できる範囲で結構ですので、どういう内容か、教えていただけますか。

○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

まず、都市機能誘導区域につきましては、人口減少、少子高齢化が課題となる中、高齢者を含めた多くの市民が公共交通の利便性が高く、徒歩や自転車等の移動範囲に一定の都市機能を誘導する必要があると考えております。都市機能といいますのが、商業施設、医療機能、介護福祉機能、教育文化機能、金融機能、行政機能、そういうものを含めて都市機能といいますけれども、そちらを中心とした都市機能を誘導する区域ということで、今、設定をさせていただいているところでございます。

次に、居住誘導区域ですけれども、やはりこちらも一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導する区域として捉えております。ただ、ライフスタイルや居住地域は個人の自由でもございますので、必ずしも居住誘導区域に移動して、そこで生活しなければならないというものではございません。ただ、市内、市外からの転居者等が検討する際の一つの選択肢ということで提示させていただくという形で考えております。

○8番（高橋信広君）

今ので分かってきましたけど、今の誘導エリアについて、じゃ、具体的に誘導する施策、例えば、住居を構えるような整備とか、そういうことを考えていくという、まだ今回の計画の中にはそこまでは盛り込まないですよ、そういうことで理解してよろしいのでしょうか。

○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

あくまでも立地適正化計画の中ではエリアを指定するというので、この計画の中で個別に建物を建てるとか、そういう計画ではございませんので、あくまでも関係機関と協議を行って、そういう施設の計画等があれば、エリアを設定していくということでございます。

○8番（高橋信広君）

今回、この中で都市機能の再整備、今の話はもちろんでしょうけど、具体的などいうか、もう少し八女市全体の都市機能の再整備というところについて、現在策定中の都市計画マスタープラン、それから立地適正化計画ということ踏まえて——これは所管は松尾副市長になりますかね、松尾副市長のほうで再編というところをどのように考えておられるのか、ぜひお聞かせいただければと思います。

○副市長（松尾一秋君）

お答えいたします。

まだ今は策定中ということで、どのような方向性というのは、実は私としての個人的な意見、見解を申し上げるわけにはいきませんが、私自身はいろんな考え方があるというのは承知しております。1か所に集めたほうがいいのか、分散したほうがいいのか、あるいは本当に広い範囲で個別集落まで維持していったらいいのかと、いろんな考えがある中で、最適な形を見つけていくことが大切ですと、私自身は持続可能な地域づくりのために、各支所を中心としたにぎわいを保つために乗合タクシーを導入してきたというところに関わってきた経過も踏まえて、それぞれの地域にしっかりとしたにぎわいを残していくという、1か所に集中するようなことではなくて、しっかり全体のバランスを取っていくことを踏まえて、それで八女が今後も持続的に発展可能なのかということも加味しながら進めていくと、そういったところが大切であると思っているところでございます。

以上です。

○8番（高橋信広君）

当市の場合は都市機能をつくって、今の居住エリアに人が全部来るわけではございませんので、やっぱりこれからは、昨日のお話にもありましたように、交通網のほうもしっかり見直していただいて、皆さんが便利という利便性の高いまちづくりというのが大切だろうと思いますので、ぜひ今からつくられるところはほぼ完了はされているでしょうけど、都市計画マスタープランと適正化計画をよろしく願いしまして、これは終わります。

次に、脱炭素社会に向けては、先ほどの栗原議員とダブらないように少しお聞きしていきたいと思います。

まず、全体の方向性として、市長答弁にはございましたが、脱炭素社会を実現するためには行政だけではできない、市民だけでもできない、やっぱり事業者も巻き込んで、あらゆる方々の協力がなければ、これはできないと思いますが、総合的に見て、優先順位というか、どういうところから入っていかれるのか、まだこれから計画するという段階かもしれませんが、今のイメージだけでも結構ですので、このあたりをお聞かせいただけますか。

○環境課長（石橋信輝君）

お答え申し上げます。

今、議員おっしゃいますように、今後、脱炭素社会の実現を目指していく上では、行政だけでは成し遂げられない部分は大いにあると思っております。

そこで、市民とか事業者、そういった方々との関わり合いをどう持っていくかというのは非常に重要なポイントだと考えております。

具体的には、総合計画の関連個別計画にも掲げております八女市環境基本計画、この中で市民や市民団体、事業者、行政等がそれぞれ意識を共有しながら、それぞれの立場での実践、相互の協働、連携を図っていきましようということをやっております。具体的な施策、取組についても記載をしておるところでございます。しかしながら、今、国のほうでいろんな調整が進んでおりますけれども、今後、国民とか生活者目線での脱炭素社会の実現に向けたロードマップというのが作成される見込みでございます。ここの動向をしっかり押さえながら、今後の――また、あと環境基本計画に載せております施策の進捗状況、こういったところも一度検証しながら、今後の優先順位や重点事項をしっかり整理していきたいと考えております。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

これは先ほど栗原議員がちょっと触れられましたけど、ダブらない形で申し上げます。

温室効果ガスの測定なんですけど、八女市がどれだけあって、じゃ、森林、その他でどれ

だけ吸収できてゼロにするか。感覚的には、私も八女市は非常に取り組みやすい事業とは思っていますが、事実、CO₂が何トンあるのか。これを先ほどの答弁では、なかなか厳しいということでした——ないということでしたけど、調べてみますと、埼玉県が市町村段階で7つの温室効果ガスを測定したデータを出しているんですね、CO₂、約93%ぐらいをどこどこ、さいたま市はどれだけと。ということは、県単位で、県がいわゆるやる気になったというか、予算を組んで調査をすればできるのかなと。一方で、三重県の上山市というのは5万人ぐらいしかいない人口ですけど、そこはそこで独自にやられていると。そこはそういう予算をしっかりと取ってやられたんでしょうけど、福岡県としてはできれば県で、そういうことを環境課のほうで要望、依頼されて、まずこれをやらないと、現状が分からない中で、どれだけ削減するかということにはならないと思うんですけど、これについていかがですか。

○環境課長（石橋信輝君）

お答え申し上げます。

本市のCO₂排出量につきましては、先ほどもちょっと答弁させていただきましたが、今、環境省のほうが出している数値がございます。その数値に基づいて、環境基本計画等の中にも記載し、それに向けた施策を行っているわけでございます。

ただ、今パリ協定のほうで2013年をベースに、今後2030年まで中間目標ということで26%削減とかいう数値がございます。これも2050年ゼロを目指す上ではちょっと弱いんじゃないかという議論も出てきておるといところで、今後目標をちょっと見直していかなければいけないような状況も発生してくる可能性もございます。なので、今使っている排出量、これがまたちょっと今後変わってくる、あるいは、おっしゃるように各自治体ごとに目標を見いだしていかなきゃならないという段階が来る可能性も考えております。

実際、国のほうで目標の出し方というのは、実はマニュアルというのがございます。ただ、今おっしゃった、県とかは非常に市町村と比べてより多くの情報を持っているので、県独自の目標を出すことは可能だと思いますし、国のほうも県が今後排出量とかを把握するのは市町村より幅広い範囲を求めています。市町村については県とかが出した数値を用いながら、目標をつくっていいよという流れになっておりますので、こういった動向というのを今後ちょっと見ながら、新たな目標を設定する必要性が生じた場合はしっかりそういったところを精査して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

ぜひこの実態調査が早く分かるといいなと思っております。

それから、エネルギー政策の中で、再生可能エネルギーをどう使うかというところについて、バイオマス発電もありますが、やっぱり八女市の中で優先は住宅を中心とした太陽光エ

エネルギー、太陽光発電じゃないかと思うんですね。そういう中で、国のグリーン戦略の14項目の中にも、比較的太陽光発電を利用して、いわゆるクレジットもできたり、それから余剰電力をどう考えているか、その辺、もう少し僕は理解していませんが、国の動きとしては、太陽光についてはかなりこれからも住宅というところに力を入れていくように感じているんですが、このあたりは八女市としてはどう取り組むかも含めて、お聞かせいただいていますか。

○環境課長（石橋信輝君）

お答えします。

まずは、本市におきまして平成24年頃だったと思いますけれども、本市における再生可能エネルギーはどういったものがあるって、どういったものが有効に活用できそうかという調査が行われたことがあります。その中でも、やはり太陽光と、あとは木質バイオマスの活用、こういったところが結論づけされたという経過があると思います。そういった経過を踏まえて、これまで本市でも住宅用太陽光発電パネルの設置の補助事業ですとか木質バイオマスのボイラーの設置とか、こういったことに取り組んできたわけでございます。

今後につきましても、太陽光発電を中心とした施策は変わらないと考えております。

そして、これまで住宅用固定買取りの制度がございまして、ただ、その買取り価格はだんだん今は下がってきているという中では、これから電気を買ってもらう、売るという行為よりも、それをどう使っていくかという時代にシフトしていくのかなと考えております。そうした中で、要は安くしか買ってもらえないという部分で、その余剰電力を今後どう活用するかということにつきまして、議員おっしゃいますようにいろんな研究が進められてきております。すみません、今現時点で、本市におきましてはまだその研究は進めていないんですけれども、近隣では北九州市あたりが出資する地元の電力の小売業者が間に入って余剰電力を買い取って、それを地域の公共施設の電力に当てるといったシステムを構築して、たしか1月からスタートさせていると思います。

ある民間の会社では、同じく余剰電力を自治体が出資する新電力会社が買い取って、それを地元へ寄附してもらって地元の特産物と交換できるとか、やっぱり地域でどう回すかというのを意識した余剰電力の活用が今研究され始めてきておりますので、まずは今後そういった情報収集等にしっかり努めながら、本市としても研究のほうを進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

ぜひこの余剰電力については皆さん悩んでおられるところもあるし、逆にこれをどう活用するかというのは大きな課題だと思いますので、八女市も先行してというか、いろんな情報

を研究していただいて、いい事業ができればなと思っています。よろしくお願いします。

それから、併せてグリーン戦略の中のこれからの住宅のエネルギーとしてはゼロエネルギーという住宅を考えておられますけど、これについても八女市はいけるような気がするんですが、前に進めるためにはまた補助金とか、いろいろあるんでしょうけど、何か今考えておられることがあれば、お答えいただけますか。

○環境課長（石橋信輝君）

ゼロエネルギー住宅についてでございますが、国のほうでは今、通称ZEH（ゼッチ）という名称でこのゼロエネルギー住宅の普及促進を図っております。ZEHのビルダー、プランナー登録というのがございまして、そこにいろんな業者に登録してもらって、そういった登録業者が建てるゼロエネルギーの住宅に対して支援を行っていくような、簡単にいうと、そういったシステムがございまして、本市におきましてもこれまでホームページで本制度への登録というものを促してきた経過がございます。

今後、この推進をどうするかということにつきましては、基本的には今は国主体で動いているということで考えております。今後も、国主体の動きだろうとは思っていますが、本市としてもクールチョイスとかの観点からいくと、市独自としてどういった推奨を考えていくかということの一つ研究しなきゃいけないのかなとは思っています。ただ、この登録制度の中に市内の業者が登録されている数がまだ非常に少ないということを考えますと、環境の側面だけではなく、地域経済効果とか、そういったことについても併せて整理していく必要があるのかなと思いますので、今後、関係機関とか業界等、こういったところからの情報収集を行いながら、研究したいと思っています。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

ぜひ、これも進んでいくと思いますので、少なくとも、いわゆる大手ばかりじゃなくて、やっぱり地元の住宅メーカー、登録制かどうか分かりませんが、そういう方々がしっかりとこのゼロエネルギー住宅を造っていただけるような仕組み、それを促進していただくようなやり方を、これは行政のほうで進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、森林吸収源については、いろいろと先ほどありましたので、一つだけ。

先ほどもちょっとクレジットのことを言いましたが、J-クレジットについて何となく理解はしているんですが、具体的に森林の場合はどういうやり方があるのか、分かれば、少し例を挙げながら御説明いただければ、ありがたいと思います。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

J-クレジット制度には、特に森林に関連する分野におきましては、このJ-クレジット

制度を導入するに当たりまして、単純に言いますと、例えば、二酸化炭素が削減されますので、森林の持つ二酸化炭素吸収量を企業に売っていくという制度になってきます。その中には、プロジェクト制度というのがあります。植林に対するプロジェクトとか間伐に対するプロジェクト、また、これまで森林整備をやってきたプロジェクト、3つほどだったと思うんですけど、そういうプロジェクトがあって、そのプロジェクトを遂行する中で、国のほうに登録をして、二酸化炭素を吸収した分をほかの企業とかに売っていく、単純にいうと、そういう制度になっているかと私は認識をしているところでございます。

○8番（高橋信広君）

これについては少し研究していただいて、ぜひ森林としての新しいビジネスモデルになればとは思っておりますので、そういうスケールメリットがあるかどうかは分かりませんが、今の八女市の森林状況というか、これだけ広大な森林を抱えていることについては、それによって整備も促進していくという流れをつくっていただければと思いますので、ぜひよろしくお願いしておきます。

あと持続可能なまちづくりという観点ですけど、これは具体的に言いますと、行政区のいわゆる再編、あるいはまちづくり協議会の今後の在り方というこの2点なんですけど、今年1月31日現在の行政区の世帯数の状況を調べてみました。全部で行政区は21地区で185が今現在あるわけですね。その中で、50世帯未満の行政区が何件あるかというのを調べますと、全体で2割ほど。地域によっては50%以上のところもございます。私が住んでいる福島校区は4割近いです。それから、100件未満ということになりますと、98件あって53%と。100件未満のところは半分以上あるという状況です。今、いろんなところで成り手不足ということと、それから老人会であったり、子ども会であったり、そういういわゆるコミュニティがだんだんそのエリアだけでは、行政区だけでは成り立たない時代。これは二、三年前でも同じ――さらに進んでいると思います。

そういう中で、今回、第5次の総合計画の中に行政区の再編推進という言葉を使っています。この再編推進は、行政区自らというところは非常にやっぱりハードルが高くて、なかなか進みません。我々の地域でもいろいろとやっってはいるんですが、いろんな問題で、再編の在り方はやっぱり統合としか皆さんは頭にないので、行政区と町内会の区別とか、そういうことも含めてやるとできると思うんですが、なかなか進みません。これについては、やっぱり行政のほうで一つの提案を出していただきながら、再編を促していくということをやらないと、多分何年たってもできないのかなと。どうのお考えか、お聞かせいただけますか。

○総務課長（秋山 勲君）

お答えします。

行政区の再編についてということでございます。

まず、現在の行政区の状況でございますが、市内に185の行政区がございまして、世帯数が少ないところで19世帯から、多いところで787世帯と行政区で様々ございまして、面積につきましても平野部から山間部では大きな差があり、行政区の課題も地域によって違いがあると認識をしております。

都市部では、自治会、町内会の加入率が低下をしております、また、山間部では少子高齢化、過疎化によりまして、役員や地域の担い手が不足をしておるといったことでございまして、安定した組織運営や地域活動を継続していくということが課題となっております。既に一部の行政区からは高齢化や世帯数の減少によりまして、役員の後継者不足であるとか道路愛護の地域活動、そういったことに支障が出ているといった御意見もいただいているところでございます。今後の安定した行政運営や地域活動を維持していくということで、再編の必要がある地域につきましては再編、統合がスムーズに進むように市として支援を行っていきたいと考えておるところでございます。

なお、再編の具体的な枠組みといったようなことにつきましては、これは地域活動の枠組みが大きく変わるということで、大きな問題でございますので、まずは地域において、ここについてはしっかり検討をいただいて、市としても地域の実情を踏まえてしっかり対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○8番（高橋信広君）

今のお話を聞いても、まずは行政区自らが提案していかないとということだと思っておりますよ。ここが全体で話し合いをされているところをあまり聞いたことはないんですけど、個別の案件としてはあっちこっちであります。ところが、やっぱり仕組みとして、先ほど言いました行政区、それからいわゆる町内会、自治会という地縁団体との区別を含めて、こういう方法があるので、これでやる。この期間は、例えば、今出している行政区再編維持特例奨励金ですかね、そういうのであるとか、いきなりこれだけ出しても前に進まないんですよ。もう少しやっぱり具体的な手法というか、やり方をですね、これについて今結論は出ないかもしれませんが、研究していただけますか。そのことについてお答えをいただけますか。

○総務課長（秋山 勲君）

お答えします。

先ほど議員のほうから御指摘がありました50世帯未満の状況であるとか、あるいは100世帯未満の状況、これを見ますと、やはり10年前から比較をしますと、かなり人口減少、世帯数の減少が進んできているという状況が読み取れると思っております。これが各地域からの要望の裏づけの数値になるのであろうかと思っておりますので、議員おっしゃいますように、

地域だけでの検討ではなかなか進まないという御指摘がありますので、市としましては、今回、第5次総合計画に行政区の再編について盛り込ませていただいておりますので、市全体に対して行政区の再編についてはどういう形でやることできるという進め方については研究していきたいと思っております。

○8番（高橋信広君）

この件について、これも松崎副市長にちょっとお聞きしたいんですけど、地元のことも含めて、行政区の再編ということについてお考えがありましたら、ぜひお聞かせいただけますか。

○副市長（松崎賢明君）

お答えいたします。

市長答弁にありましたように、地域コミュニティ、地域活性化を図っていく上では、行政区単位での活動は非常に大切なものと考えております。そういう中で、なかなか維持が難しくなった地域もあるとの話も地元から聞いております。八女市は広うございまして、御存じのとおり、それぞれの地域でそれぞれの特性を持っている部分がありますので、こういった形で地域活性化、地域コミュニティが維持できるかというのはしっかり考えていく必要があると私も思っておりますので、今後研究させていただきたいと思っております。

○8番（高橋信広君）

ぜひよろしく申し上げます。

それと、今日はちょっと質問はできませんが、あとまちづくり協議会についても、これについては私を感じる限りでは、活動内容に地域差が非常にあるなど。そういう中で、ぜひ先行していただいている、いわゆる活動量の多いところ、質のいいところ、そういうところを横展開して、もっと活性化につながればと思っておりますので、これについては要望としてお願いいたします。

最後に、男女共同参画の件を少しお聞きしたいんですが、この男女共同参画、その中でも、あえてジェンダー平等というのを——ジェンダー平等と男女共同参画社会というのは一緒だよという節もございしますが、今のSDGsの考えと一緒にですね。誰一人取り残さない社会をつくらうという意味では、このジェンダー平等というのは非常に大切だと認識しております。

ただ、この男女共同参画社会をつくるというのは本当に日本では難しいなというのは実感しておりますが、八女市はこの条例をつくられたのは非常に早かったんですね。平成16年ぐらいで男女共同参画のまちづくり条例ですかね、そういうことで早くつくられて、こういう行動計画もしっかりとやられている。なかなか広がらないところがあるんですが、どうでしょうね、皆さんも意識はするけど、あんまり関わりたくないところもあるのかなど。一部の方が積極的に関わって、横に広がらないというのが現状じゃないかと認識し

ております。

そういう中で、第4次の計画、男女共同参画行動計画というのが終わって、今、第5次をつくられていますけど、第4次と第5次というところで大きく違うところがあれば、それについてお答えいただけますか。

○人権・同和政策・男女共同参画推進課長（橋本秀樹君）

御説明いたします。

大きな違いと申しますのは、第5次では女性活躍推進計画の位置づけを行うこととしておること、それからLGBT等の性的少数者への支援、そしてSDGsにおいてジェンダー平等が目標とされていることの理解を進めるものとしたと考えております。

○8番（高橋信広君）

性的少数者のことが入っているということが一つありましたね。

その中で、今やっぱりこの男女共同参画社会を実現するためには、事業者の方とかいろんな家庭も含めてやっていかないと駄目なんだろうが、まずはやっぱり庁舎内で具体的に、例えば、管理職に女性をどう登用しようとか、そういう目標とか、目標に対しての実績とかがあれば教えてください。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

役所内での女性の登用についてでございます。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律という法律が平成27年に制定されまして、これに基づきまして、地方公共団体の長は特定事業主行動計画というものを数値目標を掲げて策定しなければならないことになっております。八女市におきましても、これに基づきまして、女性管理職の割合につきましては20%以上にすることを目標に掲げて取り組んできたところでございます。

令和2年4月現在で43人中6人ということで14%となっております、目標達成には至っていないところでございますが、管理職に登用する以前に係長への登用が必要ということで、係長への登用を現在進めておりまして、平成28年には19.2%だったのが令和2年には31.8%ということで12.6ポイントの増としておりますので、こういった取組は引き続き進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○8番（高橋信広君）

政治家もそうですし、行政機関もなかなか進まないと思っておりますが、数字だけでいえば、クオータ制の導入というのが一つはあるとは思いますが、八女市としてクオータ制をどう考えておられるか、お聞かせいただいてもよろしいですか。

○人権・同和政策・男女共同参画推進課長（橋本秀樹君）

御説明いたします。

特に、政治分野におけることについてがクオータ制という認識をしております。女性の登用率を確保するためにはとても有効な方法であるとは認識しておりますが、他方、逆差別ではないかという反発も大きいものと理解しております。関係団体の議論の中でも二分しているところがございます。

○8番（高橋信広君）

分かりました。この男女共同参画社会を実現するというのは、世界に本当に遅れている日本ではありますが、八女市としてもぜひしっかりと取り組んでいただくように要望いたしまして、この件については終わります。

最後に、市長のほうにお聞きしたいんですが、いよいよ令和3年度から第5次総合計画がスタートします。そういう中で、市長の第5次総合計画についての思いと、それから、新たな計画の下に市政運営に対する決意をお聞かせいただけますか。

○議長（角田恵一君）

残り時間を考えて答弁をお願いします。

○市長（三田村統之君）

第5次八女市総合計画については、議会開会の冒頭で私の基本的な考え方についてはお示しをさせていただいたところがございます。

今、高橋議員のいろんな御意見、御質問の中で、やはりこれからの地域を、八女は非常に高齢化も進んでおりますし、いろんな面での地域の格差もあります。こういうものをどう平準化していくのか、このことが非常にこれからあらゆる課題に影響してくる可能性がありますので、そういう面でも——今、行政区長の話も出ました。おっしゃるように、やはり福島校区、それから八幡校区あたり、本当に以前からお話が出ていると思えますけれども、統合していただきたいということでございまして、行政区長の皆さん方は大体2年で交代とか、長くても2期とか、こういうことございまして、行政を運営している行政区長の次に情報を発信している、協力を求めているのは隣区長のグループがそれを実際にはやっているということです。

しかし、将来のことを考え、また地域のことを考えますと、まちづくり協議会を私はもう少し充実したものにしなければならないのではないかと。まちづくり協議会というのは役員もそう替わりませんね。そして、地域の中でやっぱりいろんな経験をしている、知識も持っている、そういう方がリーダーとして活動していただいておりますが、やっぱり格差が——やっているところ、そうじゃないところ、意欲のあるところ、ないところ、申し訳ないけれども、そういう受け止め方を私自身としてはいたしております。例えばの話で、できるか、

できんか分かりませんが、まちづくり協議会に市の基本的な課題、この3つはぜひやってほしいということがございますので、しっかり考えてやりたいと思います。（「これで終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（角田恵一君）

8番高橋信広議員の質問を終わります。

午後1時35分まで休憩いたします。

午後0時35分 休憩

午後1時35分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

10番牛島孝之議員の質問を許します。

○10番（牛島孝之君）

10番牛島でございます。傍聴人の方にはお昼間のお忙しい中に傍聴いただきまして、誠にありがとうございます。

では今回、3点ほど聞いてまいります。過疎対策事業の目的、過疎対策事業債について5点ほど聞いてまいります。2番目、八女市の今後の都市計画について。これは今からの八女市について非常に大事なことです。よろしくお願ひ申し上げます。3番目、八女市の教育・文化について。これも子どもたちのために非常に大事な事、八女市の文化について大事なことです。執行部におきましては、簡潔、明瞭に市民の方に分かるような言葉でよろしくお願ひ申し上げます。

あとは一般質問席にて質問いたします。

○市長（三田村統之君）

10番牛島孝之議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、過疎対策事業の目的、過疎対策事業債についてでございます。過疎対策事業債と辺地対策事業債の相違点はというお尋ねでございます。

過疎対策事業債は、過疎地域自立促進計画に定めた事業を対象とするものであり、起債充当率は原則100%、交付税措置は70%、償還期間は12年でございます。

また辺地対策事業債は、辺地総合整備計画に定めた事業を対象とするものであり、起債充当率は原則100%、交付税措置は80%、償還期間は10年でございます。

以上のように定めるべき計画書、交付税措置率及び償還期間が過疎対策事業債と辺地対策事業債では異なっております。

次に、八女市はいつから過疎債を使えるようになったのか。おりなす八女の建築資金にも使用されたのか、及び市町村合併後の過疎対策事業債の合計額はにつきまして、一括して

答弁をいたします。

本市が過疎対策事業債を活用できることとなった経緯につきましては、平成18年10月1日の旧上陽町との合併により、新八女市として過疎地域自立促進計画を策定し、以降この計画を定めた事業について過疎対策事業債を活用することとなりました。

このため、おりなす八女の建築資金につきましても、財源の一部に過疎対策事業債を充当しております。

また、平成18年10月の合併以降、令和2年度までの過疎対策事業債の借入合計見込額は約183億円でございます。いずれも詳細につきましては、配信している資料を御参照ください。

次に、過疎債が充当できる事業は限定されるのかというお尋ねでございます。

過疎対策事業債が充当可能な事業としましては、過疎法第12条第1項、過疎法施行令第6条に定められている施設等及び過疎法第12条第2項に定められているソフト事業でございます。各事業に対する充当につきましては、国が定める地方債計画の計上額の範囲内において同意を得た事業、金額について充当できるものでございます。

次に、限界集落の定義、八女市で限界集落に該当するのはというお尋ねでございます。

65歳以上の人口の割合が50%以上である集落が一般的に限界集落と呼ばれております。しかしながら、集落の定義が定かではないことから、本市における限界集落としての数は把握できない状況です。したがって、今回は行政区等を範囲として、65歳以上の人口比率の資料を配信しております。

次に、八女市の今後の都市計画についてでございます。

まず、都市計画審議会の目的は、審議会は定期的開催されているのか。また、審議会において審議することのできるものはどういうものがあるのかというお尋ねでございます。

八女市都市計画審議会は、都市計画法第77条の2の規定に基づき条例によって設置される市の附属機関です。

都市計画行政の円滑な運営を図るため、市長の諮問に応じ、市や県が定める都市計画の決定に関することについて審議していただくことになっております。開催については、都市計画に関する決定、変更を審議する必要がある場合に、市長の諮問に応じて不定期に開催しております。

審議する内容は、都市計画区域、用途区域、公共下水道、都市計画道路、ごみ処理場、火葬場など様々な都市計画の種類決定、変更がございまして。

次に、限界集落を消滅集落にさせないために、八女市の施策はあるのかという御質問でございます。

少子高齢化や人口減少が進行する状況下においても、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる持続可能なまちづくりの推進を図るため、地域の実情を踏まえながら、第

5次八女市総合計画及び第2期八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき地域活性化に努めてまいります。

次に、八女市の教育、文化についてにつきましては、この後、教育長が答弁をいたします。よろしく願いいたします。

○教育長（橋本吉史君）

10番牛島孝之議員の一般質問にお答えをいたします。

3、八女市の教育・文化について、(1)学校教育に対するコロナの影響はとのお尋ねです。

八女市立学校3校において、新型コロナウイルス感染症への罹患が確認され、学校閉鎖や学級閉鎖を行いました。これに伴う授業時数の減少への対応につきましては、その学年で学習すべき内容について、3月末までに修了できることを各校長から報告を受けているところでございます。

次に、給食費の徴収率は、コロナ禍の中、給食費の無償化について八女市の考えはとのお尋ねです。

給食費の令和元年度における徴収率は99.79%でございました。給食費につきましては、これまでの八女市新型コロナウイルス感染症総合対策において、全児童生徒、保護者の皆様に対して様々な形で支援をさせていただきました。今後も様々な面で経済的な影響が及んでいることを踏まえた上で、保護者の皆様の支援の在り方について総合的に考えてまいります。

次に、文化財の維持、保存はきちんと行われているのかとのお尋ねです。

本市には、国の指定を受けた重要文化財や史跡等をはじめ、県または市指定の有形並びに無形の文化財が数多く存在をしております。これらの文化財の維持、保存については、市所有のものにつきましては、日常管理を行うとともに、必要に応じて保存、修理等を行っております。また、市所有以外の文化財につきましては、所有者または管理者等からの相談や要望を受けて、状況確認した上で必要に応じて修理や保存対策等を行っているところでございます。今後も、定期的な点検等を行いながら、引き続き文化財の維持、保存に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○10番（牛島孝之君）

過疎対策事業債については、起債充当率100%、交付税措置率70%、償還年数12年。辺地対策事業債については、起債充当率100%、交付税措置率80%、償還年数10年となっております。今現在の残額はどのくらいになっていきますか。

○財政課長（田中和己君）

お答えいたします。

令和元年度末で申し上げますが、こちらにつきましては過疎対策事業債は約10,220,000千

円の現在高となっております。（「辺地債は」と呼ぶ者あり）

辺地対策事業債は約573,000千円という現在高となっております。

○10番（牛島孝之君）

言われました今の額というのは、当然今から八女市が払っていかなくちゃいけない額、要するに交付税措置率が70%と80%ですので、その残額が今現在、過疎対策事業債については102億円残っているという意味ですか。

○財政課長（田中和己君）

お答えします。

先ほど申し上げた現在高につきましては、借入れを行っている額になりますので、実際、借り入れた額となります。毎年償還が発生しますので、その償還に合わせて交付税が措置されることとなりますので、そういった仕組みになっておりますので、よろしく申し上げます。

○10番（牛島孝之君）

聞きたいのは、要するに純粋に八女市が払うべき額、当然充当率はありますから、102億円、そのうちの幾らを八女市が払わなくちゃいけないのか。交付税として返ってくる分を抜きにしては分かりますか。

○財政課長（田中和己君）

お答えします。

先ほど現在高を申し上げましたが、その現在高につきましては、事業費が100%ということになります、借り入れた額がですね。その70%は交付税措置があるということでございます。額につきましてはちょっと把握していませんが、70%は交付税措置があるということでございます。

○10番（牛島孝之君）

要するに102億円が借入額である、70%が交付税で後から返ってくるということであれば、単純に考えて102億円の30%が八女市が返すべき額として考えて、それに対して利子とかあるかもしれませんけれども、そういうふうに考えればいいんじゃないですか、いかがですか。

○財政課長（田中和己君）

お答えします。

議員おっしゃるとおりでございます、それにつきましては、今の現在高プラス償還の利息もございますので、30%以上の市の負担にはなるかと思えます。

○10番（牛島孝之君）

過疎債が使えるようになったのが上陽町が合併した平成18年10月1日からであると。当然その前は過疎債は旧八女市においては使えなかったと。過疎債を使うことによって、確かに起債充当率は100%で交付税が70%ですけれども、それによって102億円が増えた。単純に比

較ができるか分かりませんが、八女市の時代がこれだけ借入れができていた、交付税措置があるから過疎債を使った、今現在102億円ですと。そこら辺の数字の違い分かりますか、どうですか。

○議長（角田恵一君）

暫時休憩いたします。

午後 1 時 51 分 休憩

午後 1 時 51 分 再開

○議長（角田恵一君）

再開いたします。

○財政課長（田中和己君）

お答えいたします。

先ほど市長答弁にもございましたが、過疎対策事業債が充当できるようになったのは、起債できることになったのが平成18年の上陽町との合併後になりますので、それ以前の旧八女市におきましては、当然活用することができませんでしたので、そういったことでございます。

○10番（牛島孝之君）

それこそ過疎債という言葉、過疎地域という言葉がありますけれども、そこに住んである方、過疎地域、上陽町がまず一緒になったから過疎債が使えるようになったということは、言葉では失礼かもしれませんが、上陽町は一部過疎地域であったと。2町2村、後から合併されました。当然そこに住んである方から考えれば、本来、過疎債というのはやっぱり過疎地域の道路整備あるいは河川改修とか、そういうとに使うべきではないのかと私は単純に考えるわけですよ。ところが、何にでも使えるということではよろしいんですか。

○財政課長（田中和己君）

お答えさせていただきます。

過疎対策事業債につきましては、議員おっしゃるとおり、合併後に活用できるような財源として今現在も活用させていただいていますが、過疎対策事業債の目的としましては、市全体的にまちづくりに必要な事業について友好的な財源ということで活用させていただいていますので、地域を限定して行うような事業についてのみを対象とするものではございません。

また、過疎対策事業債の目的としましては、国等の法律等でも定めておりますので、限定をされていると。例えば、産業振興の施設とか、あと交通通信施設とか、厚生施設とか、教育文化施設とか、そういったところの整備費に充当できるようなことにはなっておりますが、それ以外のことについては活用できていませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○10番（牛島孝之君）

私は八女市の中心部じゃないけれども、福島の隣の上妻というところに住んでおります。仮に私が東部のほうに住んでおれば、市民感情として、一市民として考えたときに、本来、過疎債というのは、そこに住む人たち、過疎地域という言葉は余り使いたくないですけども、それが使われるようになった。やっぱりそういうところのインフラ整備、そういうとにまず使うべきではないのかなと、一市民となったときですよ、そこに自分が住んでおったときに、そう思うわけですよ。それはいろいろな事業、確かにこれに使いましたという事業がずらり一覧表で出ていますけれども、余りにも多過ぎてあれですけども、やっぱりそこに住んである方、市民として当然同じ市民ですから、以前よりもインフラが遅くなったとか、そういう声を聞くわけですね。やっぱりそういうところに重点的に本来使うべきだ。辺地債というのは当然そういうところに使うべきだろうと今まで議会に上がってきておるとを見ると、その道路整備とか必ず何々線、恐らく東部のほうに出てきますので、これはもうそれに充当していいと思いますけれども、失礼だけれども、もう少し過疎債についても、東部地区のインフラ整備、極端に言えば、できるかどうか分かりませんが、道路愛護、うちには道路愛護といってもほとんど1時間もかかりません。ほとんどの道路がアスファルト舗装されております。矢部川の河川の草を切るぐらいです。ところが、やっぱり東部に行けば、1日でも終わらん、2日、3日、現実そういうところがあるわけですよ。そういうとにはこの過疎債は用途として使えるわけですか、いかがですか。

○財政課長（田中和己君）

お答えします。

過疎法第12条第2項に定められておりますソフト事業ですね、そちらにつきましては、先ほど議員おっしゃいました道路愛護等の費用に充てられるかというところでございますが、ちょっとそこまでは承知しておりませんが、活用できる部分については活用させていただきたいということは考えておりますが、まず市のほうは、私どもの財政課としましては、有利な財源としては活用しておりますが、実質公債費比率という健全化の指標がありますので、その指標に影響ない程度で活用させていただいている状況もございますので、活用できるかどうかというのは、また十分慎重に考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○10番（牛島孝之君）

年齢的にも高齢の方が実際道路愛護に出てある。それで草刈り機等々を使うと危険も伴うと。1年1年当然年は取りますので、だんだん危険が多くなる。やっぱりそういうところにきちっとしていただきたい。検討ということは、どこかで結論というか、回答ができるものと思っておりますが、お願ひします。

○総務部長（原 亮一君）

補足して説明をさせていただきます。

先ほど財政課長が説明いたしました過疎法第12条第2項に係るソフト事業、これにつきましては、集落の維持及び活性化、その他住民が将来にわたって安心して暮らすことのできる地域社会の実現という規定はございますが、これは具体的にそういう道路愛護等に活用できるかというところについては、そういう見解には立っていないところでございます。私どもとしましては、まず地域づくりですね、そういう部分について率先して財源として使うべきだと考えておりますので、国の同意の問題もございますけれども、そういう部分については、現段階では現在やっている事業を優先的に使っていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

ということは、その過疎債というのは、今の段階ではそういう部門には使えないという結論でよろしいですか。

○総務部長（原 亮一君）

お答えいたします。

制度的に使えないということかどうかについては言及いたしませんが、私どもとしては現在そういう活用については考えていないということでございます。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

使えないじゃなくて、今の段階では考えていないということであれば、今から先は考えれば使えるということですね。そうこちらは取りますが、それでよろしいでしょうか。

○総務部長（原 亮一君）

制度的にはっきり使える使えないという判断には立っていない状況でありますので、この段階で使えるということについてはお答えはできないという意味で回答をさせていただいているところでございます。よろしく願います。

○10番（牛島孝之君）

じゃ、建設経済部長にお聞きしますけれども、総務部長の答えは今のような答えでしたけれども、建設経済部長の答えはいかがですか。

○建設経済部長（山口英二君）

お答えいたします。

現在、八女市が過疎債を使って道路等に充当している場合につきましては、基本的に道路改良事業といいまして、幅員の規定なり延長の規定なりが明確にございます。それをクリアしないと過疎債の対象にはならないのが現状でございます。今、総務部長が申しましたように、道路愛護等につきましては、道路維持の範囲に入るのではないかと考えておりますので、

私としましては、現在では該当するのか該当しないのか、法的なところは述べられませんけれども、八女市としましてはそういうことで考えているところでございます。

○10番（牛島孝之君）

明確にできないという答えはございませんでしたけれども、担当副市長はいかがですか、これについてはどうのお考えでしょう。

○副市長（松崎賢明君）

今、両部長御答弁させていただいたとおり、現時点ではその方向では考えていないところでございます。

○10番（牛島孝之君）

それでは市長にお伺いします。今その方向では現在考えていないと。将来的に考えることができるのか。今現在は結構ですので、これから先のことですので、今から先、考えることができるのかできないのか、市長はどうのお考えでしょうか。

○市長（三田村統之君）

現状としてお答えできるのは、今、総務部長、そして松崎副市長から御答弁を申し上げたとおりでございます。過疎対策債の活用については、議員が御発言をいただいたように、この過疎地域に過疎対策事業債をしっかりと使うべきじゃないかと、地域の皆さん方もそれを期待しているという御発言でございましたけれども、八女市としては、全体的に総合的に事業はやらなきゃならないもの、早期にやらなきゃいかんもの、あるいは計画的に進めていかなきゃならないもの、それぞれ過疎地域以外でも多くの皆様方御承知のようにやらなければならない事業があります。そして、私どもが一番考えなきゃならないのは、過疎地域からの要望は、それなりにできるだけのことを配慮しながら今日までやってきたつもりでおります。そしてもう一つは、八女市の財政的にこの過疎債を活用できるあらゆる事業に使っていく。このことは非常に財政的に大きな力になります。これがあるからこそ規模の大きい事業もできるということでございました。この過疎債もそういう面では指定を受けて、非常に広範囲に規模の大きい事業も推進しやすくなってくる。そして同時に、過疎地域の皆さん方にも要望に対してしっかり今日も財源の許す限り努力をして、地域の活性化、地域が荒廃しないように精いっぱい努力をしているところでございますので、その点は過疎地域とか、あるいはそうでない地域とかということじゃなくて、八女市全体で財政力を考えながら、いかにして自己負担を軽減しながら、そして地域の活性化、過疎地域の活性化に努力をしていく。この考え方でこれからも進んでいかなければならないと思っております。

したがって、ただいまの道路愛護等の問題につきましては、現時点ではこれをどう過疎債で事業支援をしていくかというのは、検討の段階までは来ておりませんので、本日は正確な御答弁ができないと思っておりますし、これは様々な角度から検討して、非常に難しい問題でもあ

ると思っております。

○10番（牛島孝之君）

今現在ではまだ検討していないということですが、言葉としては将来的に検討の余地はあるということでしょうから、よろしく願い申し上げます。

まず過疎地域のことで聞きました。次に限界集落。

限界集落という言葉がいいのか悪いのか分かりませんが、現実に国も限界集落という言葉は使います。ここに庄司知恵子さんという方が書かれた「「限界集落論」の現在」ということで書いてあります。この用語を生み出した大野晃の定義に従うならば、65歳以上の高齢者が集落人口の50%を超え、冠婚葬祭をはじめ田役、田の仕事ですね、道役、恐らくこれは道路愛護のことだろうと思います。等の社会的共同生活の維持が困難な状態にある集落と定義づけられておるようでございます。65歳以上人口比率ということで資料を頂きました。65歳以上の比率が50%以上の行政区等が76あります。旧八女市においては1行政区、矢部村においては7行政区あって5行政区。やっぱりここをどういうふうにも人口がなるべく減らないように、日本全国全てが減っていますので、なかなか増やすのは難しいかもしれませんが、いつも市長が言われるのは、農業、林業は八女の基幹産業である。旧八女市の農業においては、ハウス園芸とかいろいろあります。ところが、中山間地の農業においてはそういう施設園芸というのは限られてくるわけですね。だから、人口をそこで増やすのはなかなかきついかもしれないけれども、やっぱりそこに移住、あるいは移住から定住、そして農業もしてみたい、あるいは林業をしてみたい、この日本にはおられるはずですよ。いろいろテレビとか週刊誌で見ますと、頑張っているところもあります。この前は海士町も出ておりました。あそこは周りは全部海ですよ。それなのに高校生が来る。八女市は雪は今年度多少降りましたがけれども、雪国に比べれば、東北に比べればというような雪です。農産物についてはほぼできます。なぜその八女市に移住・定住者が少ないのか。これについてはどう思われますか。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

なぜ移住・定住者が少ないかというところでの御質問でございます。

合併して八女市はこの間、均衡ある発展を目指して取り組んでまいりました。しかしながら、先日の人口の動態、そういった資料も示していきましてはございます。旧八女市においては微減、ほぼ横ばい、旧町村においては減少にある状況でございます。その中で御説明させていただいたのは、旧町村のほうから旧八女市地域、こういったところへの転居、それから市外からの転入、これが旧八女市のほうに集中しているのではないかと推測される。こういった形で御説明をさせていただいたところです。そういった意味で言いま

すと、やはり旧町村、こういったところについては、今、議員がおっしゃいました仕事であるとか住まいであるとか、そういったところが非常に厳しくなっている状況にあるということとは一つの要因であるのではないかと、こういうふうを考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

これは昨日の高山議員の質問資料です。八女市は平成28年3月末より令和2年末、3,506名の減でございます。多いところは約1,000名減っております。ということは、東部がどんどん少なくなっていく。だから、そこに住んでもらう方、移住・定住を日本全国おられるはずですよ。実際そういう頑張っている町村もあります、テレビとか週刊誌で見ればですね。上陽町に移住施設できましたけれども、今、何家族の方が入っておりますか。

○定住対策課長（平 武文君）

お答えいたします。

里山ながやの賃貸住宅の件でよろしいでしょうか。今、8件のうち入居者は3件です。契約ベースでいくと4契約あるということで伺っております。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

ここが何年にできて、当初何件入られて、当然満杯になるだろうとお聞きしておりましたけれども、今現在8戸のうちの3戸だと。そこに移住されて、お試し移住でしょうけれども、それから定住に結びついたのは何件ありますか。

○定住対策課長（平 武文君）

この住宅に入られて、その後定住に結びついたのは直接伺っておりませんが、来年度予算のお話になりますが、昨日御紹介させていただいた移住・定住支援センター事業で移住の体験事業をやっておりますけれども、来年度、少し拡充させていただいて、例えば、住まいと仕事を用意した上で移住体験をやってみませんかという、こういった事業も展開していきたいと考えておりますので、そのようなケースでは今の里山ながやの住宅を活用できればと思っているところでございます。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

今の時代、行政が絵に描いた餅じゃ困るんですよ。絵に描いた餅はどんなに頑張っても食べられません。現実にやってあるところがあるし、やっぱりそういうところ、どういう成功例があるのか。これだけ八女市は農業も盛んで、同僚議員が午前中言われたように、本来、林業も盛んでなからにゃいかんけれども、林業が今衰退している。ところが、あれを負の遺産と見るのか、今から先の資産運用すれば、あれを利用すればよくなってくると見るのか、

これは行政の役目ですよ。木材価格をすぐ倍にせろとか、昔の山の値段にせろとか絶対無理だろうと思います。ただ、あれだけの資産が眠っていると。その資産を有効に活用するためにどうすればいいのか。やっぱり若者で、家族で、そういう金銭ではないと。もう金はある程度はそれは生活できにゃいかんけれども、金ではない自然の中で子育てをしたい、林業もしてみたい、あるいは有機農業もしてみたい、必ずいるはずですよ、これだけ日本で。成功しているところはそういう人たちを呼び込んでいるわけですよ。やっぱりそういう努力が足りないとは言いません、やってあると思います。でももう一步、よその地域に来て何で八女市に来ないのか。市長、この移住・定住について、市長のお考えはいかがでしょう。

○市長（三田村統之君）

議員おっしゃるように、八女市の農業そして林業、非常に素晴らしい恵みを持っておるわけで、これをいかに生かしていくかというのは当然のことでありまして、我々全く努力をしていないということではございませんで、全力を挙げて事業の推進、地域の皆さん方との関係も密にしながら進めているところでございます。ただ、今、人口減少の問題ですが、全国的に例はあります。しかし、全国的にこの過疎地域、いわゆる基礎自治体が、定住者が、転入者が多いかという、私は統計的にはそんなに多くはないと、大変な苦勞しながら努力をしているわけで、私どもも定住対策課を通じて様々な努力をしておりますし、私どもも努力をいたしておるところでございます。これも第5次八女市総合計画の大きな課題の中の一つであろうと思います。ただ、最近の人口状況を申し上げますと、御承知のとおりだと思いますが、私が言うほどでもないと思うんですけども、昨年でしたか、出生者が三十数名、死亡者が100名を超すという状況でございまして、ここでもう70名、80名の差があるわけですね。しかしながら、世帯数は伸びてきているんです。新興住宅も随分最近は多くなりました。

したがって、この移住の問題については、今まさに関東、関西の、地方から働きに行った若い人たちが、でき得れば自分のふるさとで仲間と家族と一緒に人生を送りたいという思いを持っている若い方々が非常に多くなっていることは事実でございます。これにどう応えていくのか、この環境づくりをどうしていくのかというのが私どもの重要な課題でありまして、そのためには農業の問題もありましょう、そして企業誘致の問題もございまして、教育の問題もあります、自然環境の問題もあります、数多くの文化はじめ恵みもあります。私は八女市は条件はそろっている。それをどうこれから生かしていくかというのが大きな課題でございますので、また議員からもいい施策があればぜひ御提案をいただきたいと思っております。

この問題については、全力を挙げて努力をしておりますし、様々な他の地方自治体にない制度も御承知のように私どもは早々に早くから取り組んで今日まで来ておりますので、その点はひとつ御理解いただきながら、しっかりと取り組んでいかなきゃいかんと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。決してこの問題を放置しているわけで

もありませんし、気を緩めているわけでもございません。一人でも多く、一世帯でも多く福岡八女農業協同組合等との連携をしながら進めていかなきゃならんと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○10番（牛島孝之君）

ありがとうございました。

次に、都市計画でお聞きします。

今、市長が言われたように、人口は減っているけれども、世帯数は増えていると。確かに私も事務所が稲富にありますけれども、市長も稲富にお住まいですけども、市長宅の近辺においても住宅も建っております。分譲地もできております。1本道路ができたことによつてごろっと変わっておるわけですね、やっぱり農地が。農地であったものが宅地が変わっていく。これがいいことかどうかというのはまた別でございます。必要な農地は残すべきだと、ただし人を増やすためには住宅地が要る。矛盾したところが若干あるかもしれませんが、やっぱり人は増やさにゃいかん。

都市計画の中で審議する内容ということで、まず用途地域ということでお聞きしますけれども、用途地域と用途地域外の違い、一番大きな相違点はどこでしょうか。

○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

まず、用途地域と用途地域外の違いということですが、用途地域につきましては、現在、13種類の区分に分かれております。用途地域といいますのは、土地の利用の現況、動向を勘案しながら定められるもので、一定の建物の制限等の規制がかかる地域が用途地域ということでございます。

以上です。

○市長（三田村統之君）

ただいま用途地域に関する御質問をいただきました。これは今日の八女市、先ほどの御質問にも関連をするわけでございますが、この用途地域というのをどういうぐあいにこれからしていけばいいのか。今確かにおっしゃるように、農地は守らなければならない。しかし、後継者はいない、経済的にも厳しい。じゃ、処分したほうがいいんじゃないか、そういう農家もたくさんいらっしゃいます。同時にまた宅地が非常に少なくなりました。御承知のとおり、岩崎ですとか杉町ですとか、それから長峰方面、吉田方面もそうですが、宅地は本当に少なくなりました。したがって、例えば、住宅地を造る場合に、農振地ではなかなか時間もかかりますし、八女市の場合は農振地プラス土地改良事業までやっていますから、これを宅地に変えるというのはかなり時間がかかる、難しいわけです。できないことはありません。したがって、そういう用途地域の中で、例えば、中心部の福島校区を考えてもそうですけれ

ども、例を挙げますと、御承知のとおり、矢部線沿いでは住宅は建てられるけれども、お店とかそういう商業施設は建てられない区域になっているんです。あの幹線道路、高速道路から、インターチェンジからですね。ここにそういうお店もできないということでは、やはり活性化に結びつかないと思っていますし、ですから今、私は職員にも十分これから検討するように指示をいたしておりますが、用途地域をもう一度考え、検討する必要があるのではないか、都市計画をもう一度根本から考える必要があるのではないかと。今、例えば、八女農業高校の近くのところでも住宅は建てられるけれども、そばに空き地があるのに倉庫も建てられない。これは住宅しか建てられない。あんな幹線道路のそばにそういう状況なんですね。だから、こういうのはたくさん八女市内にあると思いますから、私はこの機会に、多少時間かかるかもしれませんが、都市計画の見直しを八女市はぜひやるべきだろうと思っておりますので、特に議員におかれましては、こういう関係は非常に熟知しておられると思うので、ぜひひとつ御意見、御提案もいただければと思っております。

○10番（牛島孝之君）

私が用途地域で要望というか、お願いしたいのは、用途地域以外においては建て売り分譲しかできません。今、確かに住宅は建っております。市長宅の西側にも建っております。メーカーは言いませんけれども、ハウスメーカーです。東側にも建ちました。これも本店は広川です。やはり建て売りになってくると、ある程度資金力も要るし、限られてくるわけですね。だから用途地域の拡大をしていただいて、用途地域内であれば土地のみの分譲ができると。そうなれば、地場にある地場の不動産業者の方たちが土地のみの分譲ができる。そこに知り合いの大工さんが来て家を建てる。要するにこの八女市でお金が循環するわけですね。そういうこともぜひ考えていただきたいと思います。用途地域の見直し、拡大。都市計画区域内は八女市は都市計画内が全部ですので、都市計画内においては用途地域も拡大できるはずでしょうから、そこら辺はぜひ。そして同じ金が回るなら、外に行くよりも八女市の中で循環すると、そういうふうにぜひ考えていただきたいと思っております。

それと、都市計画道路、杉町の八女学院の北側に都市計画道路の計画がありました。これが廃止になりました。ここに頂いております平成21年から令和2年、都市計画審議会、この中で恐らく決定された事項だろうと思っております。ところが、その後、あの杉町の横に行く東西に行く都市計画道路が廃止になりましたけれども、ほかに別に入れようかという検討は一切なされておられません。稲富地区においてはJAの西支店の北側に道路ができました。このことによって、市長が言われるように農地が住宅地が変わっております。確かに杉町は以前は耕作者がおられました。だんだんその方たちも高齢になられました。もう作ることができないという方もおられます。そういう計画を地元の説明をなされて、なかなか地元から上がってくるのは難しいんですよ。だから、そういう計画、要するにあそこはいろいろ言い

ませんけれども、優良なところになるのではないかと、国道442号の南側でもありますし、そういうことも用途地域の見直しとともに、新規の都市計画道路の計画、そういうこともぜひ市長あるいは担当副市長には考えていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

次に、教育問題。

教育問題において、学級閉鎖において時数が足りなかった分、A小学校3年生で17時間、6年生で18時間。C小学校3年生で49時間、6年生で34時間。B中学校で3年生の54時間。この中学校の3年生の54時間と、3月までにできると回答いただいていますけど、できますか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

中学校3年生の54時間に及ぶ欠時数につきましては、標準時数というものを下回る可能性はあると思っております。

○10番（牛島孝之君）

義務教育学校であるので問題ないとは思いますが、当然卒業はできるとは思いますけれども、3月いっぱいにはできるという回答をいただいた、この中学校についてもできるという回答じゃないんですか、いかがですか。

○学校教育課長（郷田純一君）

今、私が答弁を申し上げましたのは、時数の問題でございます。ここに教育長答弁にもありますのは、学習内容が終わるかどうかの答弁でございます。時数は少し足りないかもしれませんが、学習内容は終わると報告を受けておるということでございます。文部科学省からの通知が参っておりまして、臨時休業により学校教育法施行規則にある標準授業時数を下回ったとしても同法施行規則には反しないという、要は時数は下回っていいですと。ただ、内容が終わらない場合につきましては、特例的な措置として、本年度中に学習指導内容が終われなかった場合に、次の年、または次の次の学年に移して教育課程を編成できるということではありますが、中学校3年生でございますので、もう卒業します。この場合は内容を終わらないといけないということで、我々も中学校と話し合いながら報告を随時受けておるところでありますけれども、今のところ3年生は受験も控えておるところであります。通常であれば1月末ぐらいまでに終われるスピードでやるのが普通でございます。今年度も受験の日程がほとんど毎年変わらない時期にあるということでもありますので、既に学習内容については修了する予定と伺っております。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

中学校も小学校6年生もそうですけれども、当然卒業という決まった日がありますので、そういうB中学校の保護者の方には当然了解は得てあると思います、説明はされましたか、いかがですか。

○学校教育課長（郷田純一君）

学校のほうから保護者の方に向けて説明をされたかどうかについては、確認はしていませんが、内容が終わるということで報告受けておりますので、教育委員会としては問題はないのではないかと判断をしておるところでございます。

○10番（牛島孝之君）

上司である部長にお聞きします。今の回答でよろしいのでしょうか。保護者にも説明はなかった。54時間時数として足りない。ただ内容的には十分やっています。それでよろしいんですか。子どもはいいけれども、保護者がおるわけですよ。保護者の理解もきちっと得た上で、こういうことはしないといけないんじゃないですか、部長いかがですか。

○教育部長（原 信也君）

お答え申し上げます。

ただいま課長が答弁をいたしました、標準時数は足りなくても学習内容が達成できておれば問題ないということで、それについては多分そうだと思いますが、今、議員がおっしゃってあるその旨の御説明を保護者にされたかどうかということでございますが、それでいいのかということでございます。通知等はやってはいないということでしょうけれども、やはりその旨、随時その2週間の間に、学校とその子どもたちと、そういった中で、当然中学3年生は受験も控えております。小学6年生も次のステップに行きます。そういう中で全然心配ありませんよという通知等はしておりませんが、何らかそこの各学校と校長をはじめとする先生と保護者の間でそういうやり取りはあっているものと感じておりますので、そこについては私は全然ないという判断ではなくて、ある程度その辺の保護者の理解は得られてあるのではないかと感じておるところでございます。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

それでは、教育の責任者である教育長にお聞きします。今、課長、部長から回答をいただきました。確かに宿題とか、そういう勉強、自主学習とか、リモートはまだできていませんかもしれませんが、それでできたかもしれません。ただ、こういうことならば、やっぱり保護者との意思疎通、きちっと学校側としておかないと、いろいろなことがあって苦情を言われたときにどう対処するのか。ちゃんとやっておけば、いえやっていますよと言えるわけですね。ところが、やっていない、どういうことですかと。これについては教育長、教育の一番トップとしてどう考えますか。

○教育長（橋本吉史君）

お答えいたします。

先ほど課長が申しましたように、日本の教育の場合は、履修主義で修得主義じゃありません。ですので、中身をやっておけば時数が足りなくてもオーケーだという見解に立っているわけです。ただ、今、議員御指摘のところ、それが保護者の理解をきちっと得ているのかと。終わる終わらなくてはなくて、それも含めてでですね。それが保護者の安心とかにつながるだろうと思います。ただ、各学校からそういったことが上がってきていないということは、保護者の方からも今の段階では上がってきておりません。クレームじゃないけれども、質問もですね。

ですから、それについては各学校できちっと対処をしてくれているんだろうなと理解はしておりますが、確認はしておりませんので、一度持ち帰って、そして各学校には、その辺のところはきちっともう一度確認をしたいと思います。

ただ、中学校3年生の54時間というのは、とても多そうに見えますが、実は先ほど言いましたように、もう大体1月いっぱいまで3年生の内容は終わります。これは受験がありますので。ですので、保護者もそれほど心配はなさっていないんじゃないのかなと思っているところです。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

時数がどうのこうのとかじゃなくて、学校がいわゆる当然教育委員会からの達しとは言いませんが、コミュニティ・スクール、学校と保護者と地域、これで子どもを守りましょうと、いい言葉です。ところが、意思の疎通がなければ無意味なんですよ。どんな小さなことでもきちっと保護者に説明をする、しておけば苦情も来ないだろうと思います。しないことによって苦情が大きな苦情になってくるわけですよ。せっかくコミュニティ・スクールということで地域と学校と保護者と一緒にしましょうよと、子どもたちを育てましょうと、いい言葉です。やはりこのためにはきちっとした情報を、確かにもう3年の1学期でほとんど終わっているよと、あとは受験勉強だと、それは分かりますよ。だからやらなくていいんじゃないかと、だからこそ保護者ときちっと情報交換をしておきましょうと。今回もう必要ないとは言いませんけれども、もう時期を逸したなら、今から先はきちっとそこら辺の三位一体として子どもたちを育てましょうと、いい言葉ですから、ちゃんと学校側と保護者と教育委員会と、きちっと今後はよろしく願います。もう終わったとは思っていませんけれども、このことについて、これ以上はもうお聞きしません。

次に、学校給食費未納について。

徴収率99.79%、未納額、金額において434,300円、令和元年度、この処理はどうされまし

たか、この金額については。

○学校教育課長（郷田純一君）

この未納額につきましては、残っている部分と、その後、お支払いいただいている部分と両方ございます。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

では、残った部分については今後どうされますか。

○学校教育課長（郷田純一君）

残った部分につきましては、お支払いいただくようお願いを続けてまいりたいと思っております。

○10番（牛島孝之君）

こういう未納があるといけませんので、給食費の無償化ということで何度か聞いてまいりました。同僚議員も何度か聞かれました。コロナで非常に皆さんが失業者も多い、一流企業と言われるような企業は倒産していないけれども、飲食店もきついと。こういう中で、コロナがこれで静まったとしても、今からきつくなるはずなんですよ。これは予算的なものですので、市長部局だろうと思しますので、市長にお聞きしますけれども、今まで何度か聞いてまいりました給食費の無償化。今はまだまだコロナ禍で出てきませんけれども、コロナ禍が終わって、本当に厳しい生活をされると、言い方失礼ですけども、そういう方も増えてくるかもしれません。この給食費の無償化というのは、以前と考えは一切変わっておられないでしょうか、お聞きします。

○市長（三田村統之君）

正直申し上げて、現時点では考えておりません。新型コロナウイルス感染症が、緊急事態宣言は福岡県は解消されましたけれども、議員おっしゃるように、商工業、経済関係あるいはまた勤労者はじめ生活に影響が出てくるのは、おっしゃるように逆にこれからかもしれない。ですから、そういうことを想定しながらきちっと予算措置ができるように財政的なことも考えて、いつでも対応ができるような準備をしておかなきゃいかん。新型コロナウイルス感染症が静まったから、もうこれで安心だという考えを持っておきますと、大変なことになる可能性もありますので、そこら辺は十分、新型コロナウイルス感染症の影響を全般的に検証しながら対応していきたいと思しますので、御理解いただきたいと思います。

○10番（牛島孝之君）

今のところ考える余地はないけれども、少しは将来的に検討いただけるのかなと理解しております。よろしくお願ひ申し上げます。

それと文化課にお聞きします。文化財の維持、保存についてですけども、ちょっとホー

ムページからプリントアウトしましたけれども、忘れてまいりましたけれども、今現在、八女市が認めている文化財以外にも市中にはあると思うんですよね。そういう情報をぜひ捉えて、そのお持ちの方にもし情報が入れば説明に行って、そういうことは今後されますか、いかがですか。

○文化振興課長（久間政幸君）

お答えさせていただきます。

市内には指定文化財が180件あります。これ以外に議員が今おっしゃられたとおり、文化財と言えるものは多数あるかと思えます。地域から情報がありましたら、内容を検討して、市の指定にして保存したがいいという物件につきましては、また審議会等もありますので、検討していくことを考えております。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

最後に、過去10年間ということで都市計画審議会がなされておらない年が4年しております。ぜひ今後、都市計画審議会において、人口が減るというのは、これは国全体で仕方がないと言えれば仕方ないです。なるべく八女市は鈍化していくように、都市計画道路あるいは用途地域の見直し、拡大、そういうことを市長にはぜひ先頭に立っていただいて頑張ってもらいたいと思えます。

以上で質問を終わります。

○議長（角田恵一君）

10番牛島孝之議員の質問を終わります。

午後2時55分まで休憩いたします。

午後2時45分 休憩

午後2時55分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

16番三角真弓議員の質問を許します。

○16番（三角真弓君）

皆様大変にお疲れさまです。公明党の三角真弓でございます。本定例会最後の一般質問です。最後まで御清聴をよろしくお願いいたします。また、傍聴においでいただいている方には心より御礼を申し上げます。

では、さきの通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

初めに、財政の健全化についてどう取り組むのかについてであります。

2020年1月に新型コロナウイルス感染症が日本で確認され、その拡大により経済全体が麻

痺し、中小企業、小規模事業者や個人事業主は倒産の危機に瀕し、失業、休業により所得が失われ、生活の危機に直面することになりました。

総務省統計局の労働力調査によると、既に7月の時点において非正規労働者は前年同月に比べ131万人減少しております。このような結果、2020年度の日本経済の潜在的な供給力と実際の需要の差に相当する需給ギャップは34兆円以上あると言われております。このまま放置すれば底なしの大不況に突入するとされ、コロナ禍で苦しみ、生活も事業も悲惨な状態になってしまう、そうした事態の回避のため、政府においては最終的には国費等の財政支出40兆円が、2020年度第3次補正予算案と2021年度当初予算案を編成し、15か月予算として切れ目のない対策が進められております。

このような中で、市民の皆様が生活面に影響を受けた方々も少なくはないかと思われまます。そこで、財政の健全化の面で3つの点についてお尋ねをいたします。

1つ、コロナ禍による財政運営をどう進めるのか。2、景気の低迷に伴う税収減の影響（令和3年度）への対応は。3、公共施設等管理計画の進捗状況は。

次に、災害に備えたまちづくりについてであります。

本年2月13日には福島県沖を震源とする東北地方太平洋沖地震が発生し、家屋の倒壊や複数の高架橋の損傷など広範囲で被害が確認されています。本年も災害のない年であることを祈らずにはいられません。本市におけるコロナ禍での災害の危険性の対応はまだ十分だとは思えません。

また、近年激甚化する自然災害では、高齢者や障がい者などの災害弱者が逃げ遅れ、犠牲になるケースも後を絶ちません。

このような観点から、1、避難所への冷暖房設置は、2、災害弱者の避難への対応はについて2点をお尋ねいたします。

あとは質問席より順次質問させていただきます。明確なる答弁をよろしくお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

16番三角真弓議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、財政の健全化にどう取り組むかというお尋ねでございます。

コロナ禍による財政運営をどう進めていくのかという御質問でございます。

新型コロナウイルス感染症対策に必要な感染予防並びに経済対策に係る事業の財源につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や各種補助金、ふるさと支援寄附金及び財政調整基金を活用し予算措置を行っております。今後とも新型コロナウイルス感染症の状況及び経済状況を注視しながら、必要な施策につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金やふるさと支援寄附金などの様々な財源を活用しなが

ら新型コロナウイルス感染症対策に取り組むとともに、健全な財政運営を進めてまいります。

次に、景気の低迷に伴う税収減の影響（令和3年度）への対応はという御質問でございます。

本市の令和3年度当初予算への税収の影響につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等により市税の減額を見込んでおります。その一方で、減額分を補填する目的で、国は地方財政計画において地方税の減収を見込み、地方交付税を増額し対応することとしておりますので、市といたしましても国の地方財政制度の中で対応してまいります。

次に、公共施設等管理計画の進捗状況はというお尋ねでございます。

本市の公共施設等総合管理計画につきましては、平成29年3月に策定しております。今年度は全ての公共施設を13種別に分類して、施設ごとの長寿命化や再配置などの具体的な取組に向けた個別施設計画の策定を進めております。同計画策定後には、全ての公共施設を対象に施設の集約化や廃止などを検討しながら、将来世代に過度な財政負担とならないよう公共施設の適正配置に取り組んでいきたいと考えております。

次に、災害に備えたまちづくりについてでございます。

避難所への冷暖房設置はというお尋ねでございます。災害時の避難所の設置につきましては、様々な健康への影響が懸念されるため、その対策がより一層重要となってきました。とりわけ夏場においては、避難所を開設する際の熱中症予防のための対策は重要な課題であると捉えております。

市といたしましては、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、小中学校に冷風機（スポットクーラー）及び大型扇風機を整備する予定であり、避難所運営時にはそれらの備品を活用してまいります。

また、避難所の運営が長期化する場合には、災害時における応援協定に基づき空調機や暖房機器を配備するなど今後もできる限り健康に配慮した避難所環境の整備に努めてまいります。

最後に、災害弱者の避難への対応はという御質問でございます。

災害時において自力で適切な行動をとることができないなどの、いわゆる要配慮者につきましては、避難行動要支援者名簿を作成し支援に努めております。登録された方の情報は行政区長及び民生委員児童委員で共有し、災害発生時や災害が予見される場合には安全に避難するための支援情報として活用していただいております。今後も要配慮者を地域で支援する体制を整備してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○16番（三角真弓君）

では、コロナ禍による財政運営をどう進めるかという点についてお尋ねをいたします。質

問が次の項目と前後することがあるかもしれませんので、そのときは御了承ください。

コロナ禍による財政運営でございますけれども、100年に一度とも言われる今回の感染症でございます。この新型コロナ禍は自然災害の一種としても捉えられると言われております。ただし、自然災害であっても、それに対する社会的備えや政策的対応いかんによって被害が拡大することがあると言われております。このコロナ禍による市民の皆様様の所得減や収入減、どれほど生活に影響しているのか計り知れない中で、本市といたしましても市長を中心に八女市独自の支援策を第1弾から第6弾まで対応していただいたことには大変に感謝をいたしております。しかしながら、その財源は、今、市長答弁にもございましたように、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や各種補助金、ふるさと支援寄附金及び財政調整基金、家庭でいえば預貯金ですけど、こういったことを取り崩しながら予算措置は行われてまいりました。このように、行政の運営は国、県による支援策があるので、今回の3月定例会におきましては令和3年度の一般会計も前年度比プラス1.6%増、38,981,000千円の歳入歳出が計上されております。要するに、市民の皆様はコロナ禍による収入減があればそのまま生活に影響してきます。しかし、行政の場合はいろんなそういった手厚い国、県の支援策のおかげで財政運営には今のところまだ支障はあっていない、この差は非常に大きいのではないかと考えております。

そういう中で、先ほど同僚議員の質問の中で市長も答弁されましたように、今回ワクチンの接種が始まってコロナ禍が一日でも早く収束をしていくことが、私も最大の願いではありますが、この景気の回復にどれほどの時間がかかるのか、リーマンショックで約10年と言われておりますけど、それ以上の景気の冷え込みでございますので、10年、15年というその先まで市民の皆様様の暮らしが元に戻ることに時間を要するのではないかと考えております。

こういう面で、財政運営を行う中で、担当部長にお尋ねをいたしますけれども、市民の皆様様のそういった生活面を考えながら、まずどのようなことを一番に置きながらコロナ禍のこの財政を乗り越えていかれようかとされているのか、御答弁をお願いしたいと思います。

○総務部長（原 亮一君）

お答えさせていただきます。

コロナで大変経済情勢が厳しい中での財政運営をどうしていくかということでございます。議員おっしゃるとおり、新年度予算389億円、1.6%増の予算を組ませていただいております。財政の役割としては、経済情勢が大変厳しいとき、市民の生活が厳しいときに、それを支えるという意味でも財政的な支出が必要であるという考え方がございます。そういった意味で、国も経済財政を見ながら財政出動をしていると。今年度、新年度の地方財政計画の中で地方の一般財源枠も確保をしていると、そういう地方財政の枠組みの中で、それを考慮しながら

私どもも財政計画を運営させていただいているところでございます。

例えば、減収の問題でございますけれども、新年度、市民税の減収、固定資産税の減収等は当然考慮しているところでございます。その減収分につきましては、単純に言いますと75%については地方財政計画の中で交付税で措置をされるということで、これは国に頼っているということではなくて、制度としてそうなっていると、税収が下がったときには国のほうの交付税で措置をするという仕組みになっておりますので、例えば、4億円市税が減収した場合は、350,000千円分については交付税で措置をされるので、私たちとしてはその50,000千円分をどう努力をするか、どういうふうに効率的にやっていくかという考え方を持つべきだと思っております。

ということで、八女市におきましてはおかげさまで合併後の取組によって基金等を、市長はじめ皆様の御努力で確保させていただいておりますので、そういうものを活用しながら、コロナ対策についても迅速に対応できておりますので、今後もそういうことで効率的な財源を使いながら取組をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○16番（三角真弓君）

この景気の低迷というのは全く行政に影響しないということはないと思っております。ただし、市民の皆様の被害の実態を統合的に把握することが大事だと思っております。

新型コロナによる被害は健康被害、社会経済的被害、そして社会的弱者への被害の集中などは統合的に捉える必要があるかなと思っております。

皆様のタブレットに配信がされておると思いますが、今回私のほうで資料を提供したものとしまして、これは国のほうも今回の第3次で追加の補正を上げておりますけれども、まずは社会福祉協議会への申請でできる緊急小口資金、これは前年度まではほぼゼロでしたけれども、今回は284件、これは1回200千円までの資金が支給されます。それで、まだまだ生活が厳しい方は総合支援資金、これが217件申請されております。これは上限200千円で3か月600千円まで申請ができますし、さらに3か月の延長ということは、これで1,800千円まで借りることができます。それで緊急小口と合わせれば最大2,000千円は一時しのぎ、生活の中でこれで何とか賄っていただけますけれども、これが1年据置きで返済をしなくてはなりません。そして、非課税世帯に関しましては免除になっておりますけれども、この申請が多いということで、令和4年度の申込みがもう実際始まっております。これは国の第3次補正予算でも追加で上がっておる支援でございます。

その次は、新型コロナウイルス感染症によって収入が減少した事業者に対して固定資産税の軽減の申請、これは来年度の固定資産税を軽減できるということで、今年1月から2月までの1か月間で申請をされた件数が213件です。

そして最後に、新型コロナウイルス感染症によって3割以上の収入の減少が見込まれる方の減免の件数、これは減免ですので返す必要はもちろんございませんけれども、国民健康保険税、これが合計226件で26,565,800円、介護保険料の減免、57件、2,583,200円、先ほど申しましたようにこれだけの方たちが税金を払うことができない、また、生活ができないという数として上がってきております。しかし、この減免の総額は満額、また国県で補填をされますので、国民健康保険の運用とか、介護保険料も全額返ってきますので、財政運営には影響はございませんけど、これほどの人がやはり八女市でも困っている、税金を払えない、税金を払うためにわずかな貯金を崩しながら生活している方もいらっしゃると思います。

こういう方たちがこの令和3年度、もっと増えていくのではないかとすることは予想されますし、今、確定申告の時期でありますけど、特に今年は歳入歳出プラス1.6%、一般会計でございますけれども、来年の申告時がどうなるのかというのが本当に想像がつかないと思っております。

こういう中で、先ほど部長も申されましたように、そういった市民の皆様の収入減を考慮しながら財政運営にも当たっているということでしたけれども、今回、いかに令和3年度において一応予算はされていますけれども、歳出を減らすために、市としてはどのようなことをやるのが歳出の削減につながっていくのか、国県での補填、国がこういう形で行政に対して地方交付税とかいろんな面で応援はしてくれますけれども、できる限り歳出を減らすというのも八女市での努力義務ではないかなと思っております。そういうことに関して、副市長はどう思われているんでしょう。

○副市長（松崎賢明君）

お答えいたします。

財政運営については、限られた財源の中でいかに健全な運営をしていくかというのは非常に大切なことでございます。日頃より毎年の予算編成を含めて不断の見直し、事業の見直しをやりながら、必要なところに必要な支援ができるよう、必要な事業ができるよう精いっぱい予算編成にこれまで努めているところでございます。

先ほど申されましたコロナの部分につきましても、今回は議員おっしゃいますように全国的に大変な問題でございますので、国の役割、県の役割、市の役割というのをそれぞれ分けたところでこれまでコロナ対策をさせていただいております。国の支援を受けてコロナ対策をやるという形ではなくて、国の役割、県の役割、そこをフォローできない部分を市の単独の事業としてこれまで支援させていただいております。そういうやり方で、その半面では事業の見直しを含めたりしながら予算編成をやっているところでございます。今後とも健全な財政運営に努めていけるよう、そういった努力は欠かさずにやっていきたいと思っております。

す。

○16番（三角真弓君）

予算には事前審議になりますといけませんのであまり触れませんが、今回の歳出を見ると、令和2年度では補助費、扶助費ということで、一番補助費が多かったんですけども、令和3年度では扶助費のほうが割合的には1位になっております。しつこくなるようでございますけれども、コロナ禍によって先ほども申されましたように、国の地方交付税の増額によってある程度この市の運営というのがまた働いてきて、自主財源が約28%ぐらいで推移しながらやる中で、地方交付税の増額ということで市の運営にそういう面では後押しになっているかなと思います。しかし、民間の企業を例にとれば、同僚議員が農林業も含め厳しい現状をおっしゃいましたけれども、コロナ禍で収入減となれば、やはりまずは人件費の削減、民間であればですね。そして、非正規労働者の解雇、社員の解雇、そして倒産というような形、全国的に1,000件以上の倒産があっているとされておりまして。

こういう中で、それ以外に今起こっている社会現象、もちろん皆様も御承知ではあるとは思いますが、今何が起こっているのか、このことが非常に私も懸念するところでございます。

市長のほうからも同僚議員への御答弁がございましたけれども、八女市の出生数が令和元年が398名、令和2年は381名、もともと合併時は500名弱ぐらいありましたけれども、100名ぐらいやっぱり減っているのかなと思っております。全国的に見ても過去最少で872,683人ということで、令和2年度も全国的にも過去最少ということなんです。

そして、DVの相談件数は過去最多、コロナ鬱といって子どもも深刻で高校生の約3割に鬱症状が出ているとされておりまして。そして、児童生徒の自殺、本当にこれほど悲しいことはございません。過去最多、479名の方が亡くなっておりまして。小中高合わせてでございますけれども、特に女性が多いと言われております。八女市のほうの自殺者もちょっと調べてみたんですけども、2014年から2020年の間の八女市の自殺の合計で91名の方が亡くなっておりまして。特に、2015年は23人という本当に悲しい数が出ておりまして。これは、亡くなった方の数の裏には5倍から6倍の未遂の方がいると考えるべきだと言われておりますので、約50人近い方や、もっと軽症であっても鬱症状の方、コロナによってそういう状態に追い込まれた方、そういう方が本当に八女市でも多いということは改めて認識したところでございます。

そして、先ほど申した自殺は八女市のことを言いましたけど、リーマンショック以来、日本国においても自殺が前年比908人増の2万1,077人という数が出ております。

そして、私は学校評議委員会のメンバーで地元の小学校に入っておりますけど、せんだってから会合がございまして、やはりいじめの数が、先生たちもいじめのことをアンケートで取っているということでしたけど、ゼロということはずがないということは認識しています

と。ところが、ある程度の数を出していた、それが今、倍になっていると。コロナというものがこういうところにまで影響を与えているということでした。

それはやはり、これだけの景気の低迷によって生活面で家族自体がそういう大変なところに置かれておられますので、その中でいろんな、がんばるバイ八女応援金とか、1人当たり100千円の国の給付金等が参りましたけれども、それでも生活ができない方というのが八女市の中にはいらっしゃいます。

それで、私は市長のほうに御提言でございます。本当に市長も必死になってこの財政運営されているとは思っておりますけれども、国民の最低限の生活に必要な現金を政府が国民に定期的に支給するという施策はベーシックインカムという言葉で今使われております。これは、本来であれば国がすべきでしょうけれども、これほど生活困窮に陥った方というのが見えませんが、現実には八女市にもいらっしゃいます。そういう方たちに、本当に限られた財源の中だとは思いますが、そういう方たちにぜひ生活保護ではない、ある程度の生活できるまでに至る間、八女市としての支援をやっていただけないだろうかというのを市長にお願いしたいと思います。

○市長（三田村統之君）

議員おっしゃるように、国の制度、あるいは県の制度でコロナウイルス感染症対策事業というのは中心でやっておるわけで、私どもも先ほどから申し上げましたように地方創生臨時交付金を活用して事業を進めているという状況でございます。しかしながら、おっしゃるように本当に地域の中でそれぞれの家族がいろんな問題を抱えている、経済的なこともある、そのことによって子どもたちとの関係が非常に悪化してくる、自殺が増えてくる、いろんな状況があって、そこにはなかなか手が届いていないというのは、私は事実だろうと思っております。

したがって、そういう国とか県が実施する事業については、それはもうきちっとやっけていかなきゃなりません、地方自治体として、基礎自治体として、やはり目を向けなければならぬのは、今、議員おっしゃるように、そういう家庭、そういう子どもたち、そういうところにどう手を差し伸べていくことができるのか、このことがコロナウイルス感染症が例えばある程度落ち着いた後でも、おっしゃるようなそういう問題は1年、あるいは2年、残っていくんじゃないかという感じは私もいたしております。したがって、そういう家庭、そういう市民の方々をどう応援できるのかというのは、これからしっかり考えていかなきゃならぬことだろうと思っておりますので、財源も厳しい状況ではございますが、こういうときこそ、やはり行政の温かい手を差し伸べることが極めて大きな役割であり、責任であろうと私も思っております。ただ、じゃ具体的にどう支援するのかというのは、ちょっと今、思い起こしませんけれども、十分検討はしていきたいなと思っております。

○16番（三角真弓君）

よろしく申し上げます。菅総理も2月12日に坂本少子化対策担当大臣に兼務で孤独・孤立対策を担当するようという事で指示をされていると伺っております。それほど、そういう今のコロナ禍による孤立、孤独、これはもちろん高齢者とか子どもに限らず、国民の皆様で孤立、孤独、そういう状況に置かれた人が自ら命を絶つ、知らないうちに孤独死をしていく、今そういう世の中になって、本当にこのコロナというのは何を私たちに教えているのだろうかと思います。そういった中で、心豊かな未来の子どもたちを育てていかななくてはなりませんし、このまま行けば、令和3年、4年が高齢者の八女市はピークだと言われております。

これで、次の課題に行きますけれども、30年、40年後、今のビジョンよりもっと人口が早く減少していくのではないかとというのが非常に心配をされておるところでございます。

それともう一点、要望でございますけれども、今、確定申告の時期になっております。先ほど申しましたように、わずかな蓄えを崩しながら生活している市民の皆様のことを思ったときに、国の特別定額給付金は非課税でございますけれども、八女市の単独の支援金は課税の対象になっていると伺っております。これを非課税に持っていくことによって、市民の皆様の暮らしが少しでも楽になればという私の個人の考えなんですけれども、これはもう市長の決断になるのかなと思いますけど、どうでしょうか。

○税務課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

給付金等の課税対象、所得として対象となるのかどうかということですが、これは国税庁からお示しをされておまして、1世帯当たり100千円の給付金、これは非課税ということですが、国がしております持続化給付金ですね、個人事業所1,000千円、法人であれば2,000千円、これについてはあくまで減収の補填という意味合いで、これは課税対象ということで確認を取っております。また、単独でしておりますがんばるバイ八女とか、こういったことも基本的には減収の補填という意味合いで、これは課税所得の対象となるということで確認が取れているところでございます。

以上です。

○16番（三角真弓君）

そうであれば仕方ないとは思いますが。

そしたら、市長の今定例会の開会日の所信表明演説の中で、将来にわたり効率的かつ効果的な行政サービスを提供できる安定した市政運営を図っていくためには、事業の不断の見直しや新たな財源確保、公共施設の適正配置、経常経費の削減とさらなる行財政改革に取り組むことが必要で、次の世代にしっかりとつないでいくために引き続き健全な財政運営に努め

てまいりますという御挨拶がございました。

今回資料として、合併後に建設された公共施設のそれぞれの起債、借金ですね、とその返済、償還残高というものを出示していただいております。皆様のタブレットに送信されておりますけど、一応20の施設名が出されておりますけれども、旧八女だったり、黒木、各町村、いろいろな地域のことを考えられてのいろんな配分であるかなと、この事業を見たときには思われます。総事業費として9,357,000千円、そのうちの借入れとして5,665,000千円ですね。残高が4,430,000千円ということで、まだこれぐらいの残高が、今から返済をしなくちゃならないかと思っております。今後、この建物以外に、今決まっている、今から建設されるであろう建物というのがどういうものになるのか、お願いします。分かりますか。確定しているものでお願いします。

○財政課長（田中和己君）

お答えさせていただきます。

現時点で事業化が決まっている分につきましては、新庁舎の建設事業のみになっております。

○市長（三田村統之君）

私から一言申し上げたいんですけど、別に決定しているわけでもなんでもないんですけども、今、財政課長が答弁しましたように大規模な建築については計画としてはございません。ただ、一番気になっておりますのが市立の図書館ですね、非常に他の自治体の図書館に比べますと遅れている。子どもたちがそこに集まって勉強しながら、あるいは本を読みながらというスペースも全然なくて、これが非常に一つは気になっているところでございます。やると決めているわけではありません、私がそう感じているだけであって。

それともう一つは、これだけ、いろんな文化人が八女にはたくさんおられます。歴史、文化がたくさんあります。そういうものを、今は図書館の2階で展示をしていますよね。あれをやっぱりもうちょっと、文化的な遺産を市民あるいは市民以外の方々に理解していただくために、何とか将来考えていかなければいかならないかということとは八女市にとって必要なことだろうと思っております。

それから、もう一つ将来考えていかなきゃならないのは、八女市の総合体育館とか、これも御承知のように、公式の大会ができない体育館なんです。ですから、県民体育大会なんかあったにしても使えないわけですね。もう弓道場しか公的な施設はないわけです。そういうこともいろいろ、全くないということではなくて、これから検討していく1つの課題ではあるかと、これを来年度するとか、3年後にどうするとかいうことではなくて、こういう問題も建築をしなければならぬ1つの課題ではないかなと、そんな思いでおります。

しかし、議員おっしゃるように、やはり何と申しましても財政的な基盤がなければならぬ

いわけでごさいます、そのことによって市民サービスが低下するようなことがあってはならないと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○16番（三角真弓君）

これには、先ほどおっしゃいました新庁舎、それとべんがら村や、市長おっしゃいましたように総合体育館も築45年ということでもありますので、これは避難所としても利用されるということが必要ではないかと思っております。新庁舎等そういうもの、市長が言われた図書館とか、そういうことも将来的にはやっぱり必要なものということで今おっしゃいましたけど、ではここに出してある20のこの合併後に建設された公共施設の償還ですね、この償還が終わるのはあと何年ですか。この全部が終わる、もし出ていければお願いします。

○財政課長（田中和己君）

お答えを申し上げます。

この20の建設事業の起債に当たりましては、まず、一般補助施設整備等事業債というのがございまして、そちらについては20年の償還期間となっておりますので、最大で令和元年度に整備しました道の駅たちばなの食のスペースの分ですね、下から2番目になりますけど。そちらの分が20年ということになりますので、最長で今後20年間ということになります。

○16番（三角真弓君）

ということは、この20の建物ですね、出してもらっているのは20年過ぎればもう全部終わるということで取ってよろしいですね。分かりました。

先ほど市長申されましたように、総合体育館や図書館、本当にそういったことは私も必要なものだと思っておりますけれども、非常に申し訳ない言い方ではございますけれども、今回大きなメインとなっております庁舎問題、これが私たち議会でも新庁舎検討委員会ということで行政と一緒にやってきて、広報等でこういうイメージ図も出されましたし、その後はコロナ禍によって実施設計をはじめ凍結をということも広報等に書かれましたけれども、今それが、いろんな土地の買収だったり整備だったりということで、本来であれば本体65億円近いものが結局78億円という金額に、かなりその金額が上がっているわけですね。そういうことを考えたときに、市民の今の皆様の状況と、今後コロナ禍がどのように進むかということで、今から大きなものはやっぱりこの庁舎問題だと思うんです。

それで、それを計画されたときと今というのがあまりにも状況が変わりましたので、このもともと65億円の建物ですね、そこまで立派なものが今必要なのか、本当に大変な生活をしていらっしゃる市民の方から見れば、そしてまた、市長がおっしゃるように、そのほかにもどうしても建てなくちゃならないものというのは図書館だったり、総合体育館とおっしゃいましたし、例えば消防本部にしても、私もコロナ禍のときに訪問させていただきましたけど、雨漏りがしているんでしょう、ブルーシートが張られていましたけど、まだまだ建てるべき

建物がほかにもあるのかなと思っております。

こういうコロナ禍によると、本当は補正減を図ってでも歳出を抑えることが大事だと言われていて、建物がやはり借金として残っていき、起債として残っていき、私も市民の皆さんに説明を果たす責任もありますし、この時代の流れの中で、例えば農林業の東部の疲弊をある程度で抑えるのならば黒木支所、そしてまだまだ使えるこの議場、そして新たに庁舎を建てる必要は間違いなくあると思うんです。ただそれを、もう少し何とか縮小して、建てるべきほかのものにも使える、そして将来の子どもたちのためにも使える、そういうことを考えてもらうわけにはいかないのか、市長のお考えをぜひお願いしたいと思います。本体が65億円である庁舎が、今の八女市にとっての、市民の皆様の暮らしを見たときに身の丈に合う金額なのか。もちろんそれにいろんなものが、市から補正で上がったことは理解するところでございますけれども、本来のこの本体に対してのお考えがどうなのか。今から人口がどんどん減っていく中で、もちろん財政は考えてあるのは重々分かっておりますけど、その分を何とか市民の方に説明をする必要があるのではないかと非常に思われますので、市長のお気持ちをぜひお尋ねしたくて質問をしておりますけど、よろしく願います。

○市長（三田村統之君）

市民の皆さん方の様々な意見がおありにあることは承知をいたしております。ただ、今現状の八女市役所庁舎を御覧いただきますと、もう1階にしてもめちゃくちゃ狭いです。混雑するんですね。市民の皆さんがおいでになっても、なかなかゆったりいろんな相談をしたり、手続をしたりする、そういうスペースが足りなくなっているのが1つあります。

それと、新しい時代とともに新しい課題が生まれてくる、それに対応できる部屋も持っておかなきゃならないということでございまして、会議室ももちろん足りないという状況でございます。

そして、なぜ今やらなければならないかというのは、以前にも議会でお話をさせていただいたと思いますけれども、財政的な問題です。これは今度やらないと、将来、恐らく簡単にはできないんですね。避難所の役割も担わなきゃなりませんし、やはり中心で多くの市民の皆さん方が集まれる、そういうスペースも必要になってきているわけです。他の自治体の最近建設された庁舎なんか、非常にそういう面では配慮した建築がなされております。

〔 発 言 取 消 〕

したがって、私どもとしては将来の次の世代の、その次の世代の皆さん方ができるだけ安心してゆとりのある庁舎にお出かけいただいた

り、あるいは議会の皆さん方にも大変今、御苦勞かけております。やはり一体的に一つの庁舎の中に議会も行政も入ることが、これはもう当然のことでございますので、そういうことを考えますと、現在の設計を縮小するということは私としてはできないと思っております。

一番大きいのは、できるだけ有効に使うために、他の施設で不必要な施設についてはもう廃止していく、行政改革の中でやっていく、維持管理費をできるだけ抑えるような努力も併せてしていかなくちゃならないと思っております、この庁舎建設についてはいろんな御意見もあろうと思いますが、やはり今建築することをやっておかないと将来はますます財政的に難しくなってくるんじゃないかなと判断をいたしまして、市民の皆さん方のいろんな御意見も聞かせていただきながら、また、議会の皆さん方にも御理解をいただきながら進めさせていただいているところでございます。現時点でこれを縮小するということについては、ひとつお許しをいただきたいと、設計どおりに推進していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

○16番（三角真弓君）

決して今建てるのはやめてくれということではございません。そういうことはもちろん合併推進債という有利な起債を使わなければ、ほかにそういう手はありませんので、今造ることは賛成でございます。ただし、今どれほどの市民が困っているのかを考えていただきたいと思えます。

そしてまた、そのほかに合併する前からあった公共施設の管理、それも聞こうと思っておりましたが、公共施設等管理計画ですね、これは合併前から各市町村にもともとあったそういう公共の施設が全部で幾つあって、それはまだ起債があるのか、あるならいつ終わるのか。

それと、この計画は要らないものは処分する、地元は無償提供するとか、いろいろな13の種類に分けるとする市長の答弁がございましたけど、これが起債が残っているのかというのと、何年でこの管理計画をある程度の解決まで持っていけるのか、こういうこともございましたので、新庁舎の件でそういうことを言わせていただきましたけど、じゃその、合併前からある公共施設の数と、あと起債の償還があれば、それをお願いしたいと思えます。そして、何年でこの計画を終わらせるのか、この3点をお願いしたいと思えます。

○財政課長（田中和己君）

お答えを申し上げます。

まず、公共施設の数ということでございますが、こちらにつきましては平成25年度末、固定資産税とって資産がどれぐらいあるのかという調査がありましたので、そちらの数字で御説明しますと402施設ということでございます。それとあと、それに対する起債の残高があるかということでございますが、ちょっと今回資料を持ち合わせておりませんので、申し訳ありませんけど、また後日御答弁させていただきます。（「ゼロではないですね」と呼ぶ

者あり) はい。

それとあとは、公共施設の見直しにつきましては、合併後、平成22年に公有財産あり方検討委員会、こちらは平成24年4月に名称を変更しておりますが、委員会を設置しまして、平成22年に見直しに向けて各委員会ごとに各課と協議をさせていただいて、数の集約とか、今後の見直しについてずっと協議をさせていただいています。その中では、402あった施設のうち28施設の見直しを進めまして、民間に譲渡させていただいたり、地元の行政区等に無償で譲渡することができまして、そういったことで令和元年度末で、差し引きますと9施設の減になっております。増えている施設もございまして、先ほどの合併後に整備した数も20程度ありますので、差し引きますと9施設減っている状況もございまして、よろしくお願ひします。

○議長（角田恵一君）

お知らせいたします。本日の会議時間は都合により午後5時まで延長いたします。

○16番（三角真弓君）

課長すみません。今の質問は、あと何年でこの計画を終わらせようとしているのか、目標ですね、それをお尋ねしていたので。

○財政課長（田中和己君）

お答えを申し上げます。

目標ということではございませんで、今のところですね、平成29年度3月末で公共施設等総合管理計画を策定しましたので、それ以降、総務省等の指導に基づきまして、市長答弁にもございましたが個別施設計画というのを今年度末の策定に向けて進めております。それができ次第、次のステップでは今度は横展開を図りたいということで考えておりますので、まずその横展開をして、今後の適正配置に向けてどういったふうに進めるのかというのを来年度中には取りまとめさせていただきたいと思ひます。施設の処分等につきましてはそれ以降になりますので、まずその個別施設計画の策定を待っているような状況もございまして。

○16番（三角真弓君）

400近い施設が合併した時点であって、その維持管理だけでも約200億円近く使われているわけですね。それ自体を早く解決しないことには、年間18億円で約11年ですね、その金額というのが本当に無駄にもなりますし、今回、中部衛生施設なんかがまた解体もありますし、黒木の衛生センターなんかも解体、いろんなそういった新たなものができれば、解体の費用もかかってきますし、本当に建物というのは永遠的にある面ではそういう負の遺産として残っていくものがございまして、解決に向けて無駄な投資をしなくていいように、住民サービスが本当にできるように、一日も早くその400近い施設の問題を地域の皆さんと話し合いをしながら解決をしていっていただきたいと思いますと思ひます。

最後に、災害の問題でございますけれども、もう時間がかなり押してきました。今回は昨年の7月の豪雨災害のいろんな状況を聞いた中で、やはり避難所というところにはどうしてもクーラーの設置が必要になってくるかなと思っております。今回、通告にも出しておりましたように、全ての避難所にクーラー設置をやるということであるならば、例えば小学校、中学校の体育館であれば、せんだって財政課長のほうで試算として約10億円ぐらい要るだろうということでの話は伺っております。そういうことを一遍にはできないとは思いますが、せめて総合体育館とか、矢部川流域に近い地域の方は本当に危険ですので、総合体育館ではやっぱり柔道場など畳のあるところに人が密になったり、天井が高いので、クーラー等をやはり置かなければいけないし、もともとは市長おっしゃいましたように、建て替えが必要ではないかということでありましたけれども、災害の危険な場所に対してはクーラーの設置、また体育館でも今後順次そういう計画を立てていただきたいと思っております。

それともう一つは、災害弱者、高齢者や障がい者に対しての個別計画、これは国がそういうことを示してきていますので、まだ十数%しか全国でその個別計画は立てられておりませんが、クーラー設置の件と、この災害弱者に対する個別計画、この2点に対して御答弁を、担当部長お願いしたいと思っております。

○総務部長（原 亮一君）

お答えさせていただきます。

避難時の生活環境ということで大変重要な課題だと認識しております。いわゆる避難時の冷暖房につきましては、コロナ対策の事業を使いまして、学校等についてはスポットクーラー等を先日の補正予算のほうで議決いただきまして、それについては学校等には一定そういう施設の中で冷房、冷やす機能を備えてもらっています。それを避難時にはぜひ活用させていただきたいと防災サイドでは考えているところがございますので、避難時についてはそういう冷暖房については機能があります。一方、議員御提案につきましては、その施設として冷暖房の機能そのものを持つという御提案であると思っておりますが、それにつきましては、やはり施設の利用の状況、目的等を踏まえて検討すべきことだろうと思っております。何度も言いますが、避難者対応としては一定の器具を整備させていただいている状況でございます。

それからもう一点、避難行動要支援者に対する支援につきましては、議員のおっしゃるとおりだと思っております。私ども、行政区長様、民生委員様の御協力を得て、そういう台帳づくりをしておりますので、その中でしっかり避難ルート等を含めた整備をするべきと考えております。国のほうで、今これを義務化という議論もあっておりますので、そういう状況を見ながらしっかり地域と連携を図りながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○16番（三角真弓君）

それと、これは最後に市長へのお願いというか、ぜひ要望を聞いていただきたいんですけども、これも学校評議委員会で出ました。地元の小学校に行ったときに、トイレの改修が全部行われていないということで、非常に大変な思いをされております。学校はほとんどが指定避難所として使われますので、特に高齢者が避難して、トイレに行く通路だったり、あるいはトイレが洋式であるかどうか、和式では使い勝手が悪いということもございますので、よければ、今から予算はいろいろな意味で大変かと思えますけれども、全学校のトイレの改修をぜひ急いでいただきたいと思いますが、どうでしょう、御意見をお願いしたいと思えます。市長。（発言する者あり）じゃ、教育長、どちらでしょう。

○議長（角田恵一君）

どちらを指名しますか。

○16番（三角真弓君）

避難の面と子どもたちと、両方なんですけれども。

○議長（角田恵一君）

市長、答弁できますか。

○16番（三角真弓君）

多分これはですね、年次計画の下に改修が行われているのかなと思っているんです。ですけど、今の災害が非常に甚大化していますし、高齢者にはやはりトイレというのは大事ですし、そういうことを考えたときに、前倒しでもいいですので、避難所となる学校のトイレの改修をぜひ急いでいただきたいというのは、答弁は市長にお願いします。

○議長（角田恵一君）

市長。簡潔にお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

おっしゃるように、避難所の在り方については極めて重要な課題でございます。特に高齢者の多い、しかも災害の発生しやすい中山間地、東部の皆さん方にとっては非常に心配な課題だろうと思えますし、よく検討して、計画的に進めていくように努力をしたいと思います。

○16番（三角真弓君）

ぜひ早期の改修をよろしくお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（角田恵一君）

16番三角真弓議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後 4 時 3 分 延会